SC　Research Reportのご紹介

- 「保育人材」に関するアンケート調査の結果
- 平成28年度　福祉・医療施設の建設費
- 「改正社会福祉法への対応状況」に関するアンケート調査の結果
- 平成27年度　社会福祉法人の経営状況
- 平成27年度　特別養護老人ホームの経営状況

独立行政法人 福祉医療機構

Research Report

2017年5月23日

経営サポートセンター　リサーチグループ
調査員　小寺　俊弘

「保育人材」に関するアンケート調査の結果について

福祉医療機構で全国の保育施設を対象に、「保育人材」に関するアンケート調査を実施した。

平成28年9月1日現在の要員状況については、全体の25%が不足と回答し、うち18.3%（全体の4.6%）の施設が入所受入制限を行っている状況であった。

平成28年春の新卒者採用実績については、「1～3人」と回答した施設が6割弱と最多で、次点が「採用なし」で3割弱であった。

平成27年度の退職者数は全体の66.3%の施設が「1～3人」と回答した。退職理由は「転職（保育業界）」および「結婚」との回答がもっとも多かったが、同時期に保育士を対象として実施したアンケート調査では退職理由として「職場の人間関係」がもっとも多く挙げられ、施設側と保育士側との間で、やや認識の相違がみられた。

平成28年度には92.0%の施設が昇給を実施し、平均昇給額は7,746円であった。平成26年度から平成28年度の3年間連続で昇給を実施した施設は全体の46.7%にあたる755施設であった。年間休日数は、6割超の施設が全業種平均の113.0日よりも少ない結果となった。

新卒者の採用活動に焦点をあてて分析を行ったところ、広域での採用も考慮する方向と地域との関係をベースにする方向の2つの方向性が見出された。人口減少社会における地域の子育て支援の担い手として、継続的な人材確保体制の整備が今後の保育施設運営のための課題である。

はじめに

福祉医療機構（以下「機構」という。）では、保育分野における人材確保等の現状と、事業者の人材確保への取組みを把握すること等を目的に、機構融資先の法人が運営する保育施設を対象に「保育人材」に関するアンケート調査を実施した。

本レポートではまず、今次調査の集計結果から、保育施設における要員不足状況、採用および退職実績、待遇・福利厚生、採用活動等の状況について概観する。その後、新卒者採用実績の有無によるそれぞれの施設の取組みを比較・分析し、新卒者採用活動にあたってのヒントを探った。

なお、今次調査における「職員」とは保育業務に実際に携わる職員（保育士・保育教諭・保育補助者等）を意味し、調理員・事務員等は含まない。

1　アンケート調査結果

1.1　概要

対　　象：保育施設5,726施設
　　保　育　所　5,254施設
　　認定こども園　472施設
回　答　数：1,632
有効回答数：1,615
有効回答率：28.2%
実施期間：平成28年9月26日（月）～
　　平成28年10月14日（金）
方　　法：Webアンケート

1.2 回答者の属性

回答の施設形態別の内訳は、保育所が 1,389 施設、幼保連携型認定子ども園が 198 施設、保育所型・地域裁量型認定こども園が 28 施設であった（図表 1）。

定員規模は、「91 人以上 120 人以下」が 461 施設でもっとも多かった（図表 2）。回答施設全体の平均定員は 113.9 人であった。

（図表 1）　施設形態

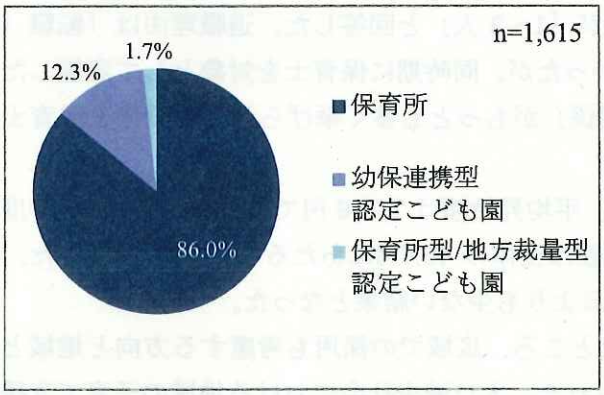

注）数値は四捨五入しているため、合計・内訳が一致しない場合がある（以下、記載がない場合は同じ）
資料出所：福祉医療機構（以下、記載がない場合は同じ）

（図表 2）　定員規模

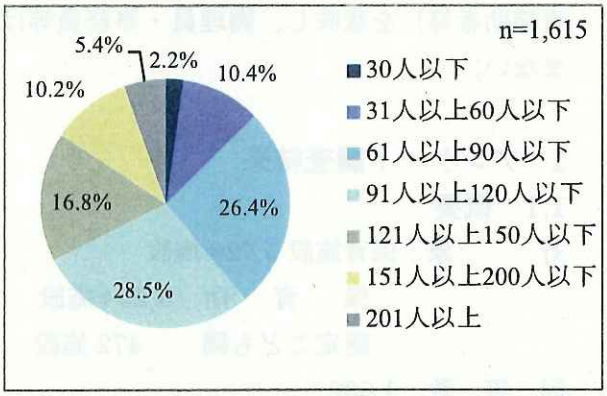

施設の開設後経過年数は、「30 年以上 40 年未満」の施設がもっとも多く、回答施設全体の平均は 28.6 年であった（図表 3）。

法人が運営する他の保育施設・福祉施設の状況については、当該施設以外に保育施設を運営しているとの回答が 28.5%であった。もっとも多かったのは、当該施設のみを運営する、いわゆる 1 法人 1 施設との回答で、全体の 44.0%にのぼった（図表 4）。

平日の閉所時間（営業終了時間）をみると、約 7 割の施設が平日の 19 時には営業を終了していた（図表 5）。

（図表 3）　施設開設後経過年数

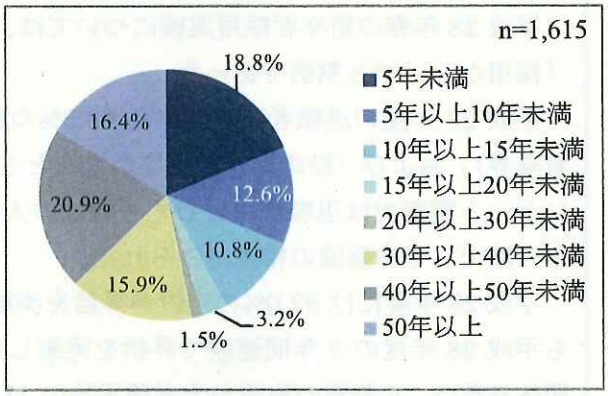

（図表 4）　他施設運営状況

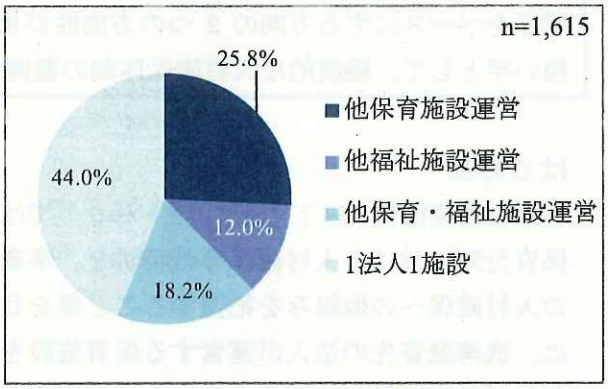

（図表 5）　平日閉所時間

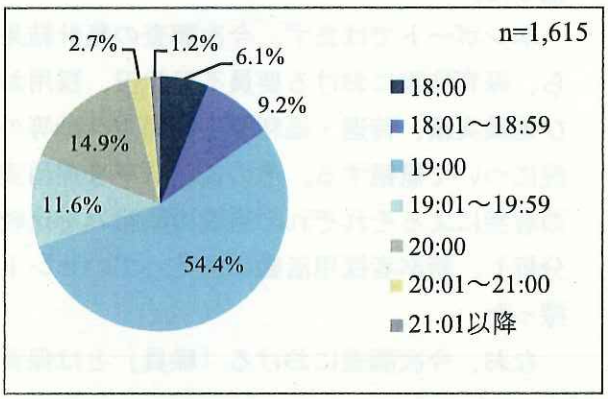

1.3　職員の状況

【職員の 95%が女性で、30 歳未満の職員が約 34.4%。職員全体のうち正規職員の割合はおおむね 6 割程度】

回答施設全体の性別・年齢層別に常勤換算した職員の構成割合をみると、全体では 30 歳未満が 34.4%を占め、30 歳代、40 歳代がそれぞれ 25.0%、19.6%であった（図表 6）。また、職員全体に占める女性職員の割合は平均で 94.7%と、保育施設の職員の大多数が女性であることがわかる。

なお、女性職員のみの施設は 599 施設で、全体の 37.1%であった。

（図表 6）　性別・年齢層別職員構成割合（平均）

年齢	構成割合 (%)	うち男性	うち女性
30 歳未満	34.4	1.8	32.6
30 歳代	25.0	1.5	23.5
40 歳代	19.6	0.7	18.9
50 歳代	14.3	0.4	14.0
60 歳代	5.6	0.7	4.9
70 歳以上	1.0	0.3	0.8
計	100.0	5.3	94.7

注）施設の職員全体（常勤換算）を 100 としたときの、性別・年齢層別の構成割合を示す。

職員の雇用形態については、正規職員と非正規職員を雇用していると回答した施設が全体の 78.2%と最多で、正規職員・非正規職員・派遣職員を雇用している施設が全体の 19.6%、わずかではあるものの、正規職員のみを雇用している施設が 2.2%という結果となった（図表 7）。常勤換算した職員構成割合を雇用形態別にみると、正規職員以外の雇用形態の職員がいる施設においては、いずれの場合においてもおおむね 6 割程度が正規職員であった（図表 8）。

施設の職員全体（実数）に占める子育て中の職員[1]の割合を算出したところ、子育て中職員率が 30%未満の施設が半数超ともっとも多く、職員の 30%以上 50%未満と回答した施設が 3 割程度であった（図表 9）。

（図表 7）　職員雇用形態

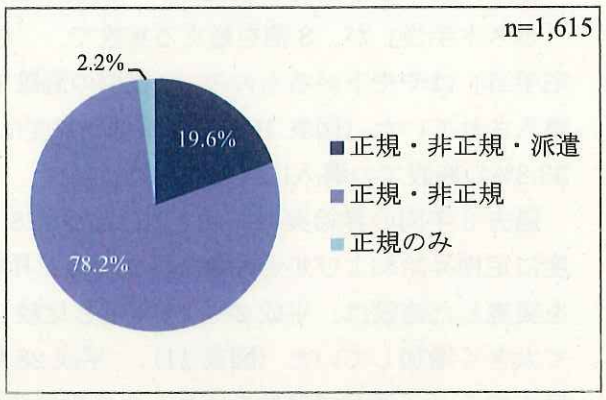

（図表 8）雇用形態別職員構成割合（平均）

職員雇用形態	正規 (%)	非正規 (%)	派遣 (%)
正規・非正規・派遣	60.0	31.0	9.0
正規・非正規	64.9	35.1	-

注）施設の職員全体（常勤換算）を 100 としたときの、雇用形態別の構成割合を示す。

（図表 9）　子育て中職員率別の施設割合

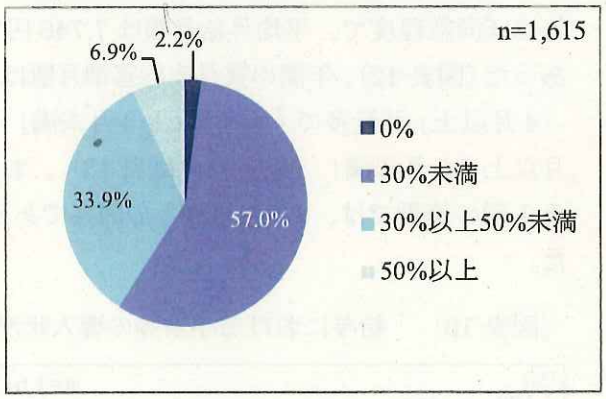

1 中学生年齢（15 歳）以下の子どものいる職員を「子育て中職員」とした。

1.4 待遇・福利厚生・ICT 等

1.4.1 給与・賞与の状況

【平成 28 年度に昇給を実施した施設が急増。処遇改善加算の影響が考えられる】

給与における手当等の状況は、「扶養手当」「ポスト手当」が、8 割を超える施設で、「住宅手当」はやや下がるものの、8 割弱の施設で導入されていた（図表 10）。人事考課制度は 33.8%の施設での導入にとどまった。

過去 3 年間の昇給実績に目を向けると、28 年度に定期昇給および処遇改善加算を含んだ昇給を実施した施設は、平成 26、27 年度と比較して大きく増加していた（図表 11）。平成 28 年度までの 3 年連続で昇給を実施した施設は全体の 46.7%にあたる 755 施設であった。

平成 28 年度に昇給を実施した施設が急増した理由としては、平成 27 年度から開始された子ども子育て支援新制度にて新設された処遇改善加算の影響が考えられる。

職員 1 人あたりの昇給月額は、「3,001 円未満」「3,001 円以上 5,001 円未満」「5,001 円以上 10,001 円未満」「10,001 円以上」がそれぞれほぼ同数程度で、平均昇給月額は 7,746 円であった（図表 12）。年間の賞与支給基準月数は、「4 月以上」が最多で「3.5 月以上 4 月未満」「3 月以上 3.5 月未満」と続いた（図表 13）。およそ 1 割の施設では、2.5 月未満との回答であった。

（図表 10）　給与における手当等の導入状況

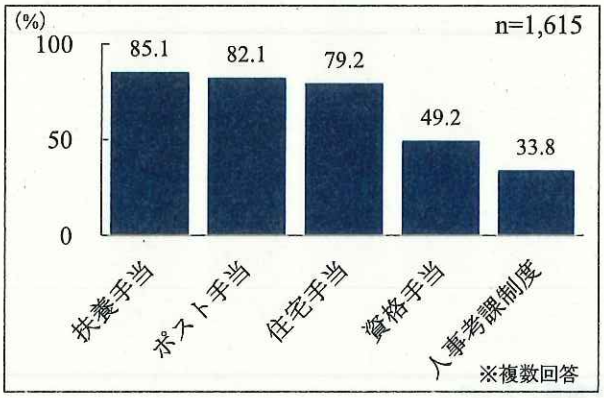

（図表 11）　過去 3 年間の昇給実績

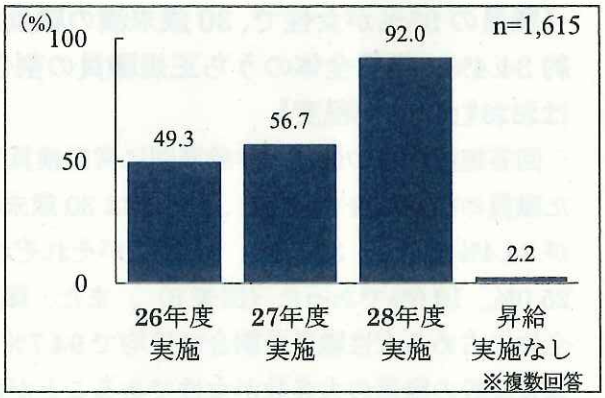

注）定期昇給および処遇改善を含む昇給の実績

（図表 12）　職員 1 人あたり平均昇給月額

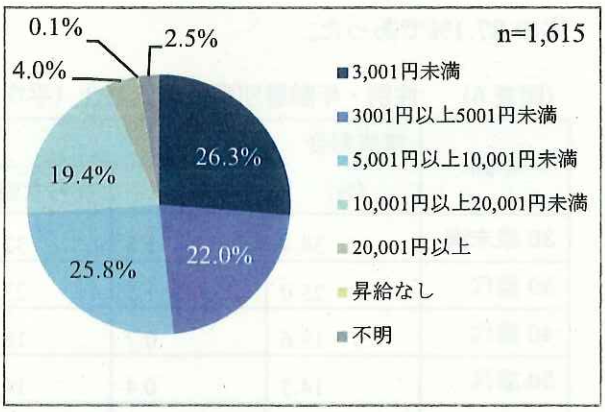

注）定期昇給および処遇改善を含む昇給の実績

（図表 13）　年間賞与支給基準月数

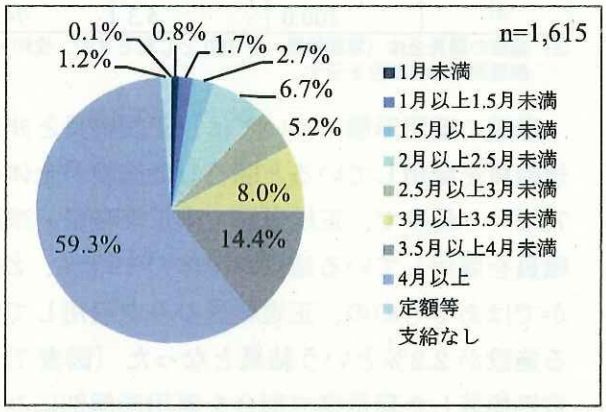

1.4.2　福利厚生・ICT 導入の状況

【年間休日数は 6 割超の施設で全業種平均を下回る結果。ICT 導入はあまり進んでおらず、保育士の業務軽減を目的とした ICT 等の導入が今後の課題か】

有給休暇を除く年間休日数は「101 日以上 106 日未満」が最多であった（図表 14）。厚生労働省の実施した平成 27 年度就労条件総合調査では、年間休日数は全業種平均で 113.0 日、医療・福祉分野では 111.9 日であり、6 割超の施設では平均を下回る休日数であった。

（図表 14）　年間休日数

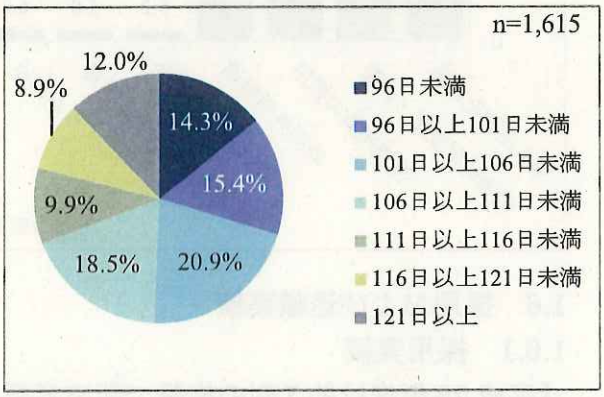

取り入れている福利厚生施策は、「福祉医療機構退職共済」がもっとも多く、次いで「研修充実・補助」「都道府県等共済加入」と続いた（図表 15）。職員の資格取得支援施策としては「実習・試験日勤務調整」が 7 割程度の施設で実施されていた一方、2 割超の施設では資格取得支援施策が「なし」と回答した（図表 16）。

ICT 等の導入状況についての質問では、67.1%の施設において「会計」のシステムは導入済みとの回答が得られた（図表 17）。一方で、「保護者連絡」「登降園管理」「勤怠管理」「保育・業務記録」等については、導入している施設が 3 割以下と、導入が進んでいるとは言い難い状況であった。今次調査において、保育士の書類作成等の事務作業の煩雑さ・業務負担の大きさを指摘する声も多かったことから、保育士の業務負担の軽減を目的としたシステム導入も今後の経営を考えるうえでの課題となってくるのではないだろうか。

（図表 15）　福利厚生施策

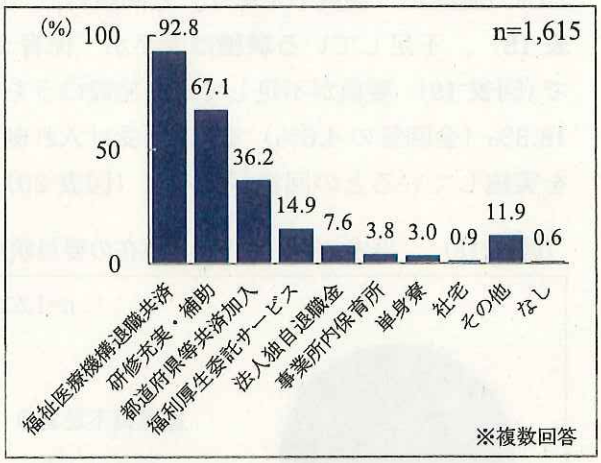

（図表 16）　資格取得支援施策

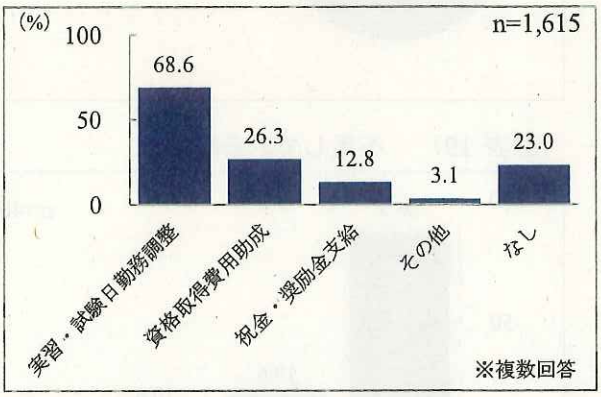

（図表 17）　ICT 等導入状況

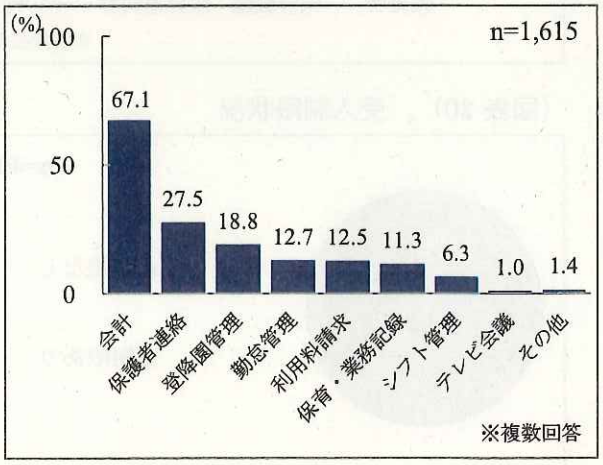

1.5　要員状況

【25%の施設において要員不足が発生。全体の 4.6%の施設が受け入れ制限と回答】

平成 28 年 9 月 1 日現在の要員状況について、25%の施設が「要員不足あり」と回答した（図表 18）。不足している職種は大半が「保育士」で（図表 19）、要員が不足している施設のうち、18.3%（全回答の 4.6%）で、入所受け入れ制限を実施しているとの回答があった（図表 20）。

（図表 18）　平成 28 年 9 月 1 日現在の要員状況

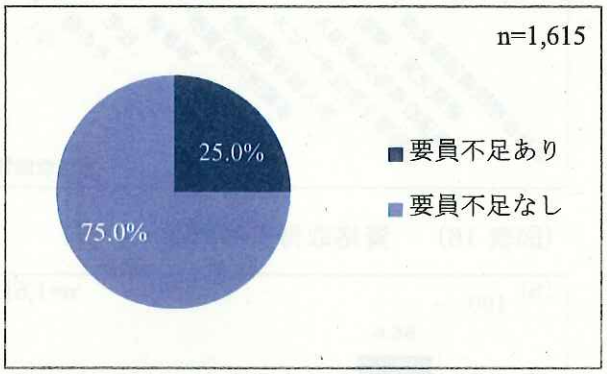

（図表 19）　不足している職種

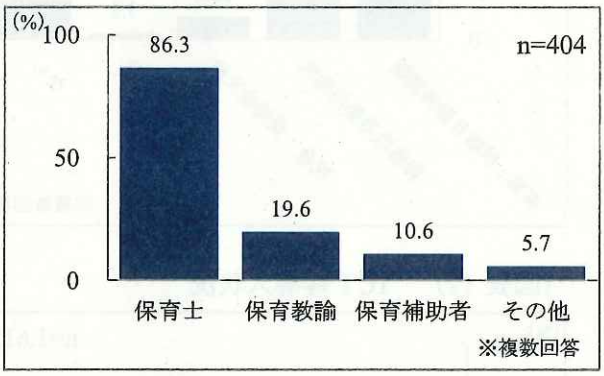

（図表 20）　受入制限状況

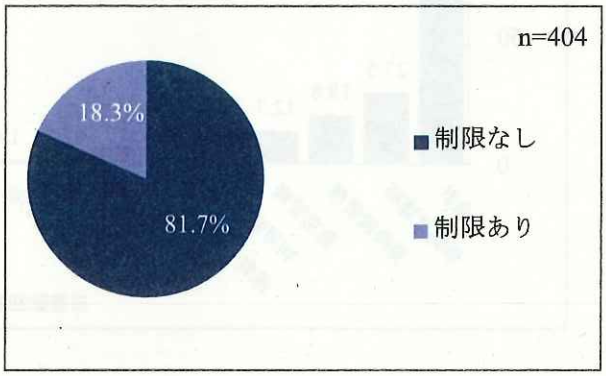

要員不足への対応策については、ほぼすべての施設が「求人活動を実施」と回答し、次いでシフト等を調整する「労働時間変更・調整」との回答が多かった（図表 21）。「派遣職員の採用」「時間外労働増」は 2 割強の施設にとどまった。1 法人 1 施設の施設が多いこともあり、「法人内より異動」との回答はわずかであった。

（図表 21）　要員不足への対応策

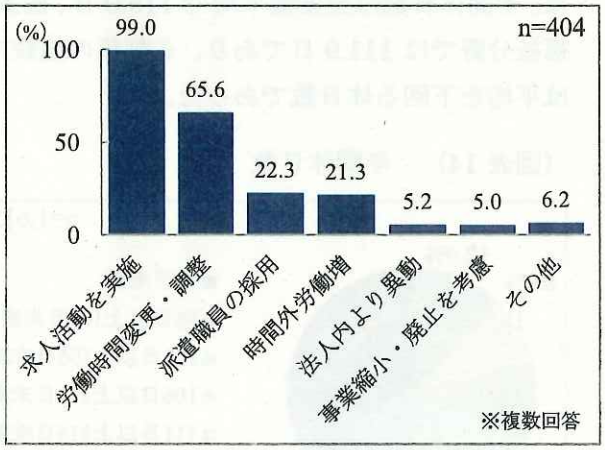

1.6　採用および退職実績

1.6.1　採用実績

【平成 28 年度は約 7 割の施設で新卒者採用実績あり。3 年連続採用施設は 4 割超】

平成 28 年春の新卒者採用実績は、6 割弱の施設が「1～3 人」、「採用なし」が 3 割弱であった（図表 22）。平成 28 年まで 3 年連続で新卒者採用があった施設は 676 施設あった。3 年連続で新卒者採用がなかった施設は 165 施設あったものの、そのうち 116 施設においては要員不足が発生していなかった。

（図表 22）　過去 3 年間の新卒者採用数

採用者数	回答施設割合（%）		
	H26 (n=1,615)	H27 (n=1,615)	H28 (n=1,615)
1～3 人	53.9	55.9	58.1
3～6 人	8.5	9.3	10.0
7～9 人	0.9	0.8	1.4
10 人以上	1.1	1.1	0.6
採用なし	35.7	32.9	29.9

平成 27 年度中の新卒者以外の採用実績は「1～3 人」がもっとも多く、次点は「採用なし」で 2 割弱であった（図表 23）。

（図表 23）　平成 27 年度　新卒者以外の採用数

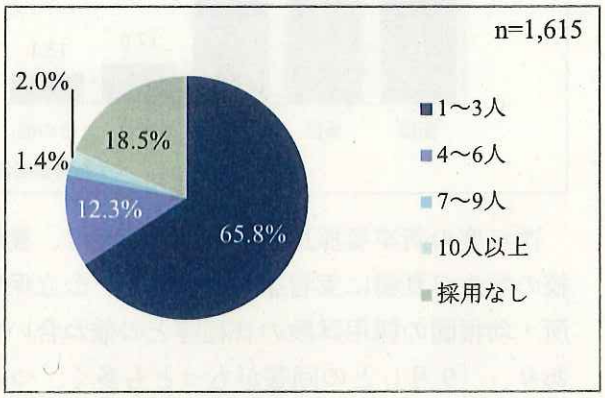

1.6.2　退職実績

【保育施設側と保育士側で退職理由の認識にやや相違。保育士側の退職理由は職場の人間関係が最多】

平成 27 年度中の退職者数は「1～3 人」が最多で、次いで「4～6 人」という結果であった。「退職なし」との回答も 1 割強あった（図表 24）。

（図表 24）　平成 27 年度　退職者数

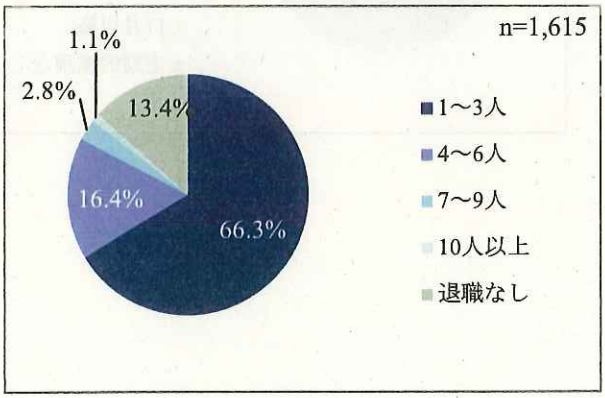

平成 27 年度中に退職があった施設の退職理由は、「転職（保育業界）」が最多で、「結婚」「転職（他業界）」と続いた（図表 25）。待機児童が多い地域では、保育所の新設や幼稚園の認定こども園への移行等により、保育士需要が高まり、施設間の競合が起きていることがわかる。「その他」の退職理由としては、「契約期間満了」のほか、「配偶者の転勤に伴う転居」等の女性の多い職場特有の理由も多かった。

（図表 25）　退職理由（施設側）

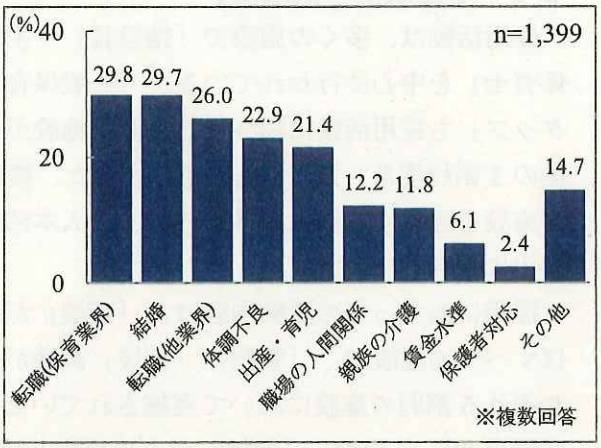

今次調査の実施と同時期に保育士を対象として、ほぼ同内容で実施されたアンケート調査[2]結果によると、退職経験のある保育士の退職理由についての回答のうち、もっとも多かったものは「職場の人間関係」で、次点が「体調不良」であった（図表 26）。職員の退職理由については施設側と保育士側で認識にやや相違があることがわかる。

（図表 26）　退職理由（保育士側）

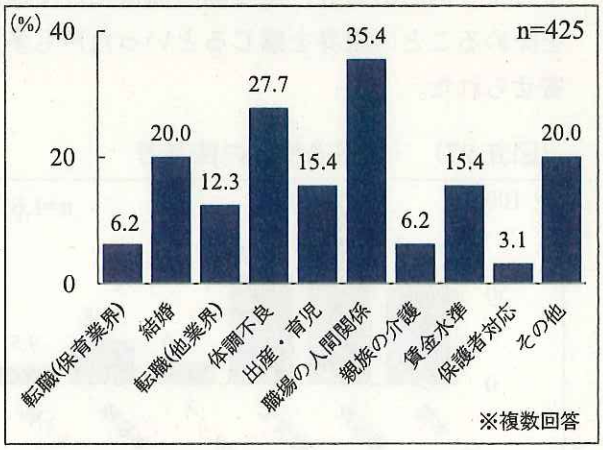

注）資料出所：株式会社ネクストビート

2 株式会社ネクストビート　「保育士の就労に関する意識調査」　平成 28 年 9 月実施　より
同社の運営するサイトに登録する全国の保育士に対して実施

1.7 採用活動

1.7.1 採用活動体制

【採用活動は施設長を中心として実施されている傾向。ほとんどの施設で採用面接は実施されている一方、筆記・実技試験を課している施設は半数未満】

採用活動は、多くの施設で「施設長」「主任保育士」を中心に行われている。「一般保育スタッフ」も採用活動に関与するとした施設が全体の1割程度あった（図表27）。また、複数の施設を運営する法人の多くでは、法人本部が採用に関与していた。

採用にあたっての試験内容は、「面接」がほぼすべての施設で、「筆記」「実技」試験がそれぞれ5割弱の施設において実施されていた（図表28）。なお、「面接」のみの実施と回答した施設は全体の3割強の514施設、「面接」「筆記」「実技」「実習」のすべてを実施していると回答した施設は全体の4.6%にあたる75施設であった。

また、常に要員不足の状況のため、応募があれば面接のみでほぼすべてを採用せざるをえないとの回答も散見された。ただし、そのような状況下で採用を急いだ結果、当初は気付かなかったミスマッチが発覚しすぐに退職につながってしまう例もある等、短時間の面接だけで採用を決めることの限界を感じるといった声も多く寄せられた。

（図表27）　採用過程への関与者

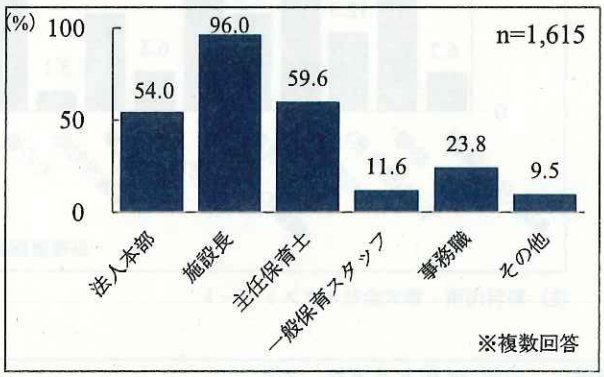

（図表28）　採用試験等内容

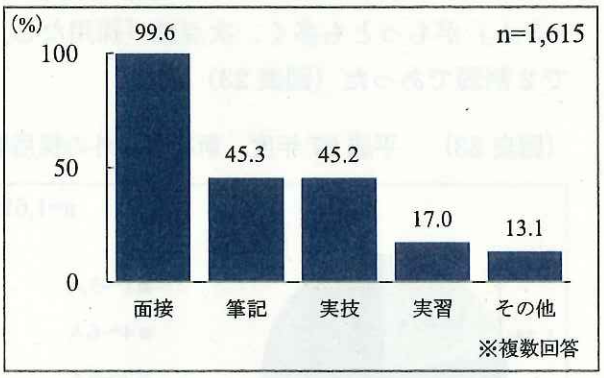

次年度の新卒者採用活動の開始時期は、養成校の学生が夏場に実習を行うことや、公立保育所・幼稚園の採用試験の日程等との兼ね合いもあり、「9月」との回答がもっとも多く、ついで「10月」「定期的採用なし」という結果となった（図表29）。

（図表29）　次年度新卒者採用活動開始時期

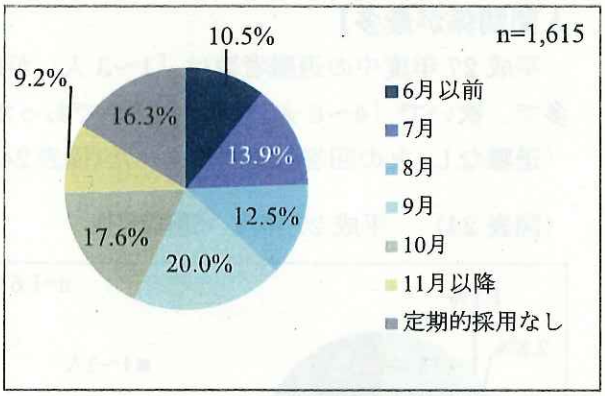

1.7.2　採用経路

【新卒者採用は養成校を中心とした採用経路、非正規採用はハローワーク、職員からの紹介が有効との回答が多い結果】

採用活動にあたって、それぞれの施設が利用している採用経路とその効果をみるため、当該経路を利用していると回答した施設の割合を「利用率」、また、当該経路を利用している施設のうち、実際に効果があったと答えた施設の割合を当該経路の「有効率」として集計を行った（図表 30,31）。利用率が高いほど、多くの施設で利用されていることを意味し、有効率が高いほど、実際の採用に結びつく効果が高かったことを意味する。

なお、ここでは直近の採用実績を反映するため、新卒者採用については、平成 28 年春に 1 人以上の新卒者採用実績のある施設（1,132 施設）、非正規職員採用については、平成 27 年度中に 1 人以上の新卒以外の採用実績のある施設（1,316 施設）の回答を抽出して用いた。

新卒者採用においては、「学校訪問（就職課等）」「資格取得実習受入れ」「養成校教員等の推薦」「合同説明会参加・出展」といった経路の有効率が高かった。「ハローワーク」は利用率こそ高いものの、新卒者採用に関しての有効率はさほど高くない結果となった。

非正規職員の採用にあたっては、「ハローワーク」「職員からの紹介」「新聞折込広告」「人材紹介会社」の有効率が高い結果となった。とくに、「新聞折込広告」と「人材紹介会社」は、利用にあたって費用はかかるものの、利用率に比較して有効率が高い結果となった。

新卒者採用と非正規採用のそれぞれに有効率の高い採用経路が異なり、採用したい対象に応じた経路の利用が重要であることがわかる。

（図表 30）　採用経路の利用率と有効率（新卒者）

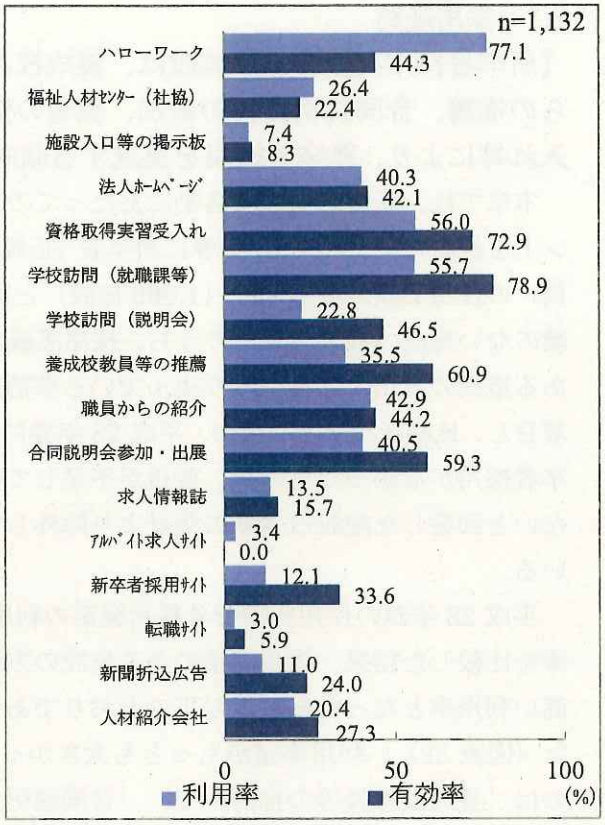

（図表 31）　採用経路の利用率と有効率（非正規）

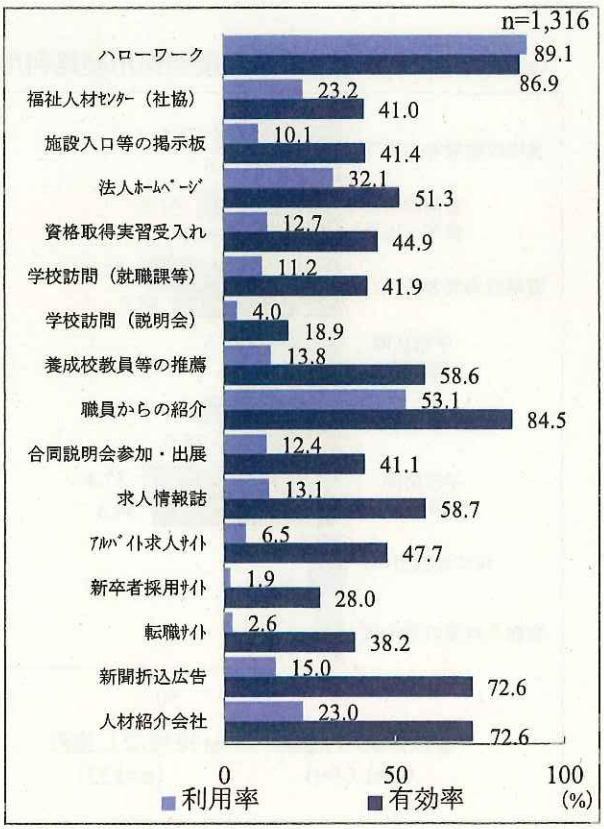

2　新卒者採用活動にあたって

2.1　採用経路

【新卒者採用実績のある施設は、養成校からの推薦、合同説明会への参加、実習の受入れ等により、新卒者採用を実施する傾向】

本章では、新卒者の採用活動にあたってのヒントを探るため、平成28年春に新卒者（正規職員）の採用実績がある施設（1,099施設）と実績のない施設（123施設）のうち、採用実績のある施設の方がより多く取り組んでいる事柄に着目し、比較を行った。なお、平成28年春に新卒者採用がなかったものの、要員が不足していないと回答した施設は本章の集計より除外している。

平成28年春の採用実績で各採用経路の利用率を比較した結果、採用実績のある施設の方が高い利用率となった経路は以下のとおりであった（図表32）。利用率差がもっとも大きかったのは「養成校教員等の推薦」で、「合同説明会参加・出展」、「資格取得実習受入れ」と続いた。

（図表32）　新卒者採用実績別採用経路利用率

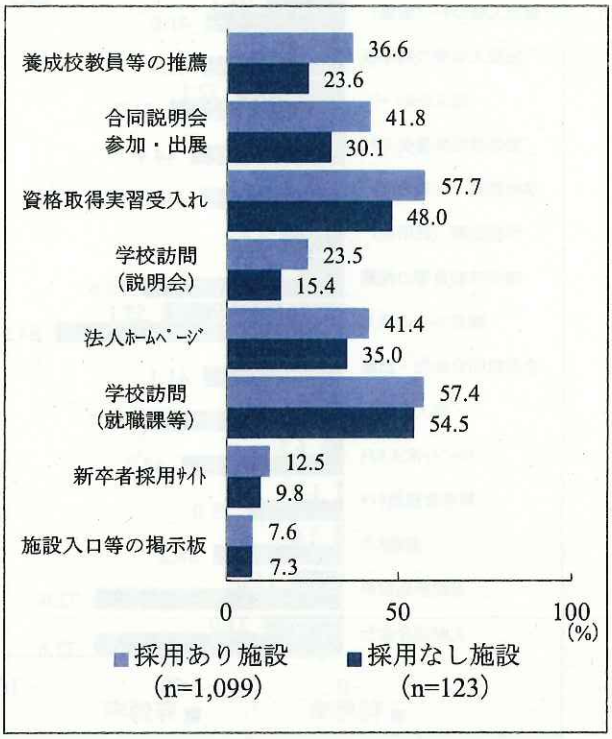

「養成校教員等の推薦」は、採用実績のある施設の利用率が36.6%と採用実績のない施設を13ポイント上回っていた。新卒者採用にあたり、養成校の影響力は大きく、いずれの施設においても、できる限り良好な関係を構築・維持していくことが肝要であることがわかる。

「合同説明会」は、採用実績のある施設の利用率が41.8%で、採用実績のない施設の利用率を11.7ポイント上回った。新卒者採用活動において保育業界に限らず利用され、不特定多数の学生の参加が見込まれるため、まったく自施設を知らない学生とコンタクトをとることができるという特性がある。利用にあたって当日の説明のためのスタッフや説明資料等の準備が必要となることから、要員面での余裕が少ない施設においてはやや負担も大きくなる採用経路ともいえる。

「資格取得実習受入れ」は採用実績のある施設の利用率が57.7%で、採用実績のない施設を9.7ポイント上回った。施設の取組みを実習生が体験できる点や、実習期間中に面接だけではわかりづらい実習生の人となりを確認することができる点等が「資格取得実習受入れ」の利点であると考えられる。

職員数等の関係から採用活動への注力が難しい施設においても、日々の保育業務と並行して実施できる点では有用な経路であると考えられる。なお、養成校側には、実習はあくまでも学生が実習経験を積む場との認識が強いことも多く、実習の受入れにあたってその本義を損なわないよう十分留意されたい。

2.2　手当・福利厚生施策

【入職後も職員が成長できるキャリアパスを備え、中長期的に働き続けることのできる体制の整備を】

つぎに、待遇面での差を確認する。給与における手当、採用している福利厚生施策について、採用実績のある施設の方が導入率が高かったものは以下のとおりであった（図表 33）。

（図表 33）　新卒者採用実績別各種手当・福利厚生施策導入率

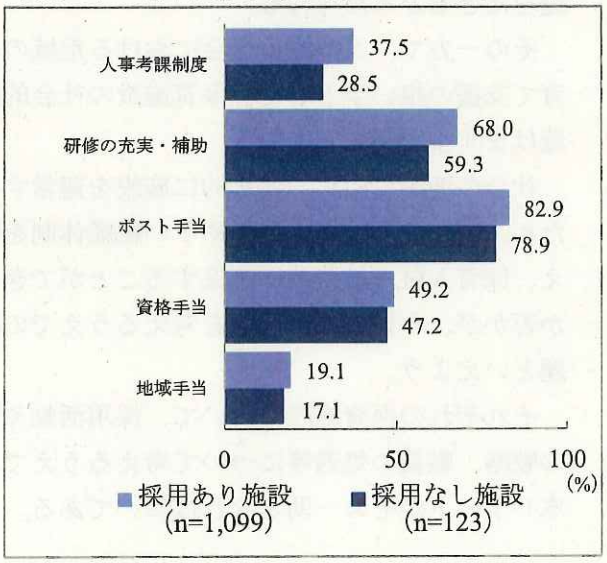

採用実績のある施設の方が比較的導入率が高かった施策は、差が大きかったものから順に「人事考課制度」「研修の充実・補助」「ポスト手当」「資格手当」が挙げられる。

これらのことから、採用実績がある施設の方が給与制度と連動した職員評価の仕組みや、入職後も職員がステップアップしていくことができる環境がより整備されている傾向にあることが推察される。

なお、平成 29 年度より開始された副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーの新設および処遇改善等、保育士等のキャリアパス形成にあたっては制度上の後押しもあるため、採用活動等に限らず中長期的な職員のキャリアアップの仕組みを整備することは今後の保育施設経営上も利点が大きいと考えられる。

3　採用活動の方向性

【今後さらに厳しくなる新卒者採用事情を見越し、自施設の魅力や地域の中でのあり方等を再確認する必要】

前章において確認したことから、新卒者の採用活動の 2 つの方向性を見出すことができる。

ひとつは一般企業の採用活動戦略に近い、広域での採用も考慮に入れる方向、もうひとつは地元の養成校に代表される、地域との関係をベースにする方向である。本章ではそれぞれの方向性において注力すべき点について考察する。

広域での採用も考慮に入れる方向において注力すべき点は、学生に対する自施設の特色や職場環境等の魅力の伝え方であろう。首都圏を中心とした保育士需要の高まりから、近年では都市部の法人が全国各地で採用活動を行うことも珍しくない。今次調査にあたり、実際に全国で採用活動を行っている法人にインタビューしたところ、地方の合同説明会などでは知名度がないため、学生に対して「若い間に数年間、都市部の施設で働く」ことや「研修等で首都圏の本社に行く機会がある」こと等をアピールする例もあるとの声も聞かれた。それらの法人は、働く目的等について旧来とは価値観の異なる若い世代に対応し、採用後のライフスタイルも含めて自施設の魅力として伝えようとしているといえる。

このような例は極端かもしれないが、広域での採用も考慮に入れる場合には、自施設のことをまったく知らない相手に対し、どのように自施設の魅力を提示できるか検討する必要がある。

地域との関係をベースとする方向において注力すべき点は、地域や地域の養成校との関係の強化に尽きるといえよう。今次調査では「採用担当者が当該養成校出身の若手職員と養成校を訪問し、就職後の様子を共有する」「実習担当職員を置き、丁寧に受入れを実施した」「中学校の職場体験学習を受け入れ、将来の進路選択

の際に保育の道を考えてもらうよう努める」といった事例が挙げられた。

保育施設も地域福祉拠点のひとつであることに鑑みれば、地域に貢献するなかで、地域のなかでの評判や知名度を地道に高めるよう努めることが、遠回りのようではあるが、もっとも着実な道といえよう。

少子化による絶対数の減少のため、今後の新卒者採用事情は確実に厳しくなる。どのような方向で採用活動を考えるのであれ、職員が働き続ける中でキャリアアップしていく仕組みの整備とあわせて、今後も採用活動を継続していくうえでの自施設の保育内容や魅力、地域のなかでのあり方等をいま一度見つめ直すことも必要ではないだろうか。

おわりに

都市部を中心とした待機児童問題と、それに伴う保育施設および保育士不足の問題は、近年さらに深刻化しているとされる。今次調査はそのようななか、それぞれの保育施設における要員状況や人材確保に向けての取組み等の現状について調査・集計し、施設経営のヒントとなる事例等を紹介することを目的として実施した。

調査のなかで、多くの保育施設が養成校等からの新卒者採用を行っているが、それらのほとんどが近年、学生数・応募者数の減少等、従来通りの採用活動のままでは採用が厳しくなってきたと回答していた。なかには「開園以来初めて、学生の採用試験への応募がなかった」という事態が発生したとの声もきかれた。少子化等による養成校の学生数の減少、都市部の高い保育士需要の波及、学生の意識の変化等、さまざまな要因があると考えられるが、今後もこの傾向は続くことが想定されることから、従来どおりの採用活動を続けるだけでは状況は悪化の一途をたどると考えられる。

その一方で、人口減少社会における地域の子育て支援の担い手として、保育施設の社会的意義はますます高まっている。

社会の要請に応え、安定的に施設を運営するため、職員にとっても働きやすい組織体制を整え、保育人材を継続的に確保することができるか否かが、今後の施設運営を考えるうえでの課題といえよう。

それぞれの保育施設において、採用活動やその戦略、職員の処遇等について考えるうえで、本レポートがその一助となれば幸いである。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

≪本件に関するお問合せ≫
独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター　リサーチグループ
TEL：03-3438-9932　FAX：03-3438-0371

2017-005

独立行政法人 福祉医療機構

Research Report

2017年5月19日
経営サポートセンター　リサーチグループ
主査　関　悠希

平成28年度　福祉・医療施設の建設費について

福祉医療機構のデータに基づき、平成28年度における福祉施設（ユニット型特別養護老人ホーム・保育所）と医療施設（病院・介護老人保健施設）の建設費の状況について取りまとめを行った。

福祉施設、医療施設ともに平米単価は前年度に引き続き上昇傾向にあり、平成28年度の平米単価は、ユニット型特別養護老人ホームが283千円、保育所が322千円、病院が346千円、介護老人保健施設が291千円だった。福祉施設の平米単価について地域別にみると、首都圏がもっとも高い水準となっており、とくに首都圏の保育所においては近年は高止まりの様相を呈している。

定員1人当たりの建設費は、福祉施設ではやや減少するか横ばい、医療施設では増加の傾向にあったが、いずれの施設においても依然として高い水準にあることに変わりなく、ユニット型特別養護老人ホームは12,590千円、保育所は2,706千円、病院は17,468千円、介護老人保健施設は13,477千円だった。

近年の建設費高騰の要因の一つに東日本大震災の復興需要があったが、東北における建築着工床面積は減少傾向にあり、それを背景とし東北の建設費は平均を下回っていた。一方で、首都圏を中心に2020年開催のオリンピック・パラリンピックに向けた工事や再開発による建設需要は依然として高いことから、平成28年度の建設費は上昇したことが考えられる。

はじめに

福祉医療機構（以下「機構」という。）では毎年度、当機構のデータを用い、ユニット型特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）、保育所、病院、介護老人保健施設（以下「老健」という。）における建設費等について取りまとめている。このほど、平成28年度の状況について取りまとめた結果を公表する。

本レポートで扱うデータについて

- 価格はすべて消費税込み
- データは新築工事を対象としている（特養および保育所の平米単価については、平成27年度までは増改築工事も対象としている）
- 特養の平米単価のみ、サンプルに複合型施設（デイサービスやショートステイとの併設）を含む
- 平米単価は、「建築工事費／延べ床面積（建物のうち建築工事費対象部分の延べ床面積）」で算出している
- 定員1人当たり延べ床面積は、「延べ床面積（建物全体の延べ床面積）／定員数」で算出している
- 定員1人当たり建設費は、「建築工事費／定員数」で算出している
- 建築工事費には設計監理費を含む（土地造成費、既存建物解体費、仮移転費、外溝工事費等は含まない）

1　サンプルの地域属性

今次使用したサンプルの地域属性は図表 1 のとおりである。

いずれの施設も首都圏の割合が高く、とくに保育所および老健については首都圏が 5 割を占めている。特養および病院については、首都圏と近畿を合わせた割合が 5 割以上を占めており、全体的に大都市を擁する地域における施設が多いのがサンプルの特徴である。

（図表 1）サンプルの地域属性

地域ブロック	特養			保育所			病院			一般病院			老健		
	件数	割合(%)	前年度比(ﾎﾟｲﾝﾄ)	件数	割合(%)	前年度比(ﾎﾟｲﾝﾄ)	件数	割合(%)	前年度比(ﾎﾟｲﾝﾄ)	件数	割合(%)	前年度比(ﾎﾟｲﾝﾄ)	件数	割合(%)	前年度比(ﾎﾟｲﾝﾄ)
北海道	3	1.9	△3.6	0	-	△4.9	1	5.0	5.0	1	8.3	8.3	0	-	△7.7
東北	6	3.9	△1.6	7	4.9	△1.8	1	5.0	△6.1	0	-	△25.0	2	16.7	9.0
関東・甲信	21	13.6	5.1	3	2.1	△6.5	1	5.0	△6.1	1	8.3	△16.7	1	8.3	△7.1
首都圏	40	26.0	0.5	72	50.7	4.1	7	35.0	23.9	3	25.0	25.0	6	50.0	11.5
中部・北陸	30	19.5	3.5	16	11.3	△2.3	1	5.0	△6.1	1	8.3	8.3	1	8.3	0.6
近畿	33	21.4	0.9	18	12.7	2.5	9	45.0	11.7	6	50.0	25.0	1	8.3	△14.7
中国・四国	6	3.9	△4.6	6	4.2	0.1	0	-	△11.1	0	-	0.0	1	8.3	8.3
九州・沖縄	15	9.7	△0.3	20	4.1	8.8	0	-	△11.1	0	-	△25.0	0	-	0.0
計	154	100	-	142	100	-	20	100	-	12	100	-	12	100	-

注 1）地域ブロックの構成は次のとおり。北海道：北海道、東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、首都圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、中部・北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
注 2）全病床に占める一般病床の割合が 50%以上の病院を一般病院としている　注 3）数値は四捨五入しているため、合計・差が合わない場合がある（以下記載がない場合は同じ）資料出所：福祉医療機構（以下記載がない場合は同じ）

2　福祉施設における建設費の動向

2.1　特養および保育所の平米単価の推移

【平米単価は依然として上昇傾向に。首都圏保育所は高止まりで推移】

特養および保育所における平米単価は平成 22 年度を底に上昇傾向にあり、平成 28 年度は上昇後もっとも高い数値となった（図表 2、図表 3）。とくに首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）では、特養、保育所ともに全国平均を上回る水準が続いている。

特養における平成 28 年度の平米単価は、全国平均が 283 千円と前年度の 262 千円から 21 千円上昇、首都圏では 321 千円と前年度の 297 千円から 24 千円上昇した。地域ブロック別に平米単価をみると、首都圏に続き近畿も比較的高い水準となっている（図表 4）。今回、首都圏のみならず全国平均も増加した背景には、特養のサンプルにおいて首都圏のほか、大阪市等の大都市を含む近畿が一定程度占めていたことも影響しているだろう。

保育所における平成 28 年度の平米単価は、全国平均が 322 千円と前年度の 312 千円から 10 千円上昇、首都圏では 354 千円と前年度の 353 千円からほぼ横ばいだった。首都圏は全国と比して上昇幅が小さい結果となったが、首都圏保育所の平米単価は、平成 26 年度以降 300 千円を超える高い水準で推移しており、高止まりの状況にあるととらえることができる。

近年の建設費高騰の背景の一つには、東日本大震災の復興需要があったが、東北の水準は全国平均を下回っており（図表 4、図表 5）、昨年度からも低下した。また、東北 3 県（岩手県、

宮城県、福島県）における建築着工床面積も、平成25年度をピークに減少傾向にあることから（図表6）、東北における整備需要は以前と比較すれば減少していると思われる。一方で、2020年開催のオリンピック・パラリンピックに向けた工事の需要は依然としてあることから、引き続き建設費は上昇していることが考えられる。

（図表2）ユニット型特別養護老人ホームの平米単価の推移（平均）

注1）平成28年度はサンプルを新築工事のみとしているが、平成27年度まではサンプルに増改築工事も含む
資料出所：福祉医療機構（以下、記載がない場合は同じ）

（図表3）保育所の平米単価の推移（平均）

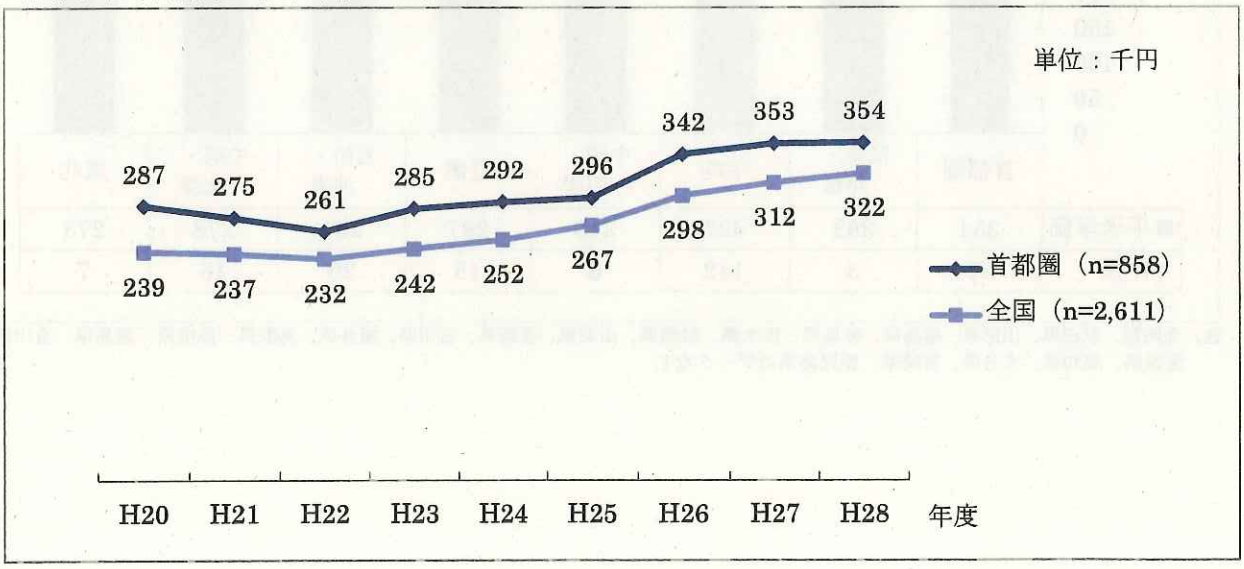

（図表 4）平成 28 年度　ユニット型特別養護老人ホームの平米単価　地域ブロック別（平均）

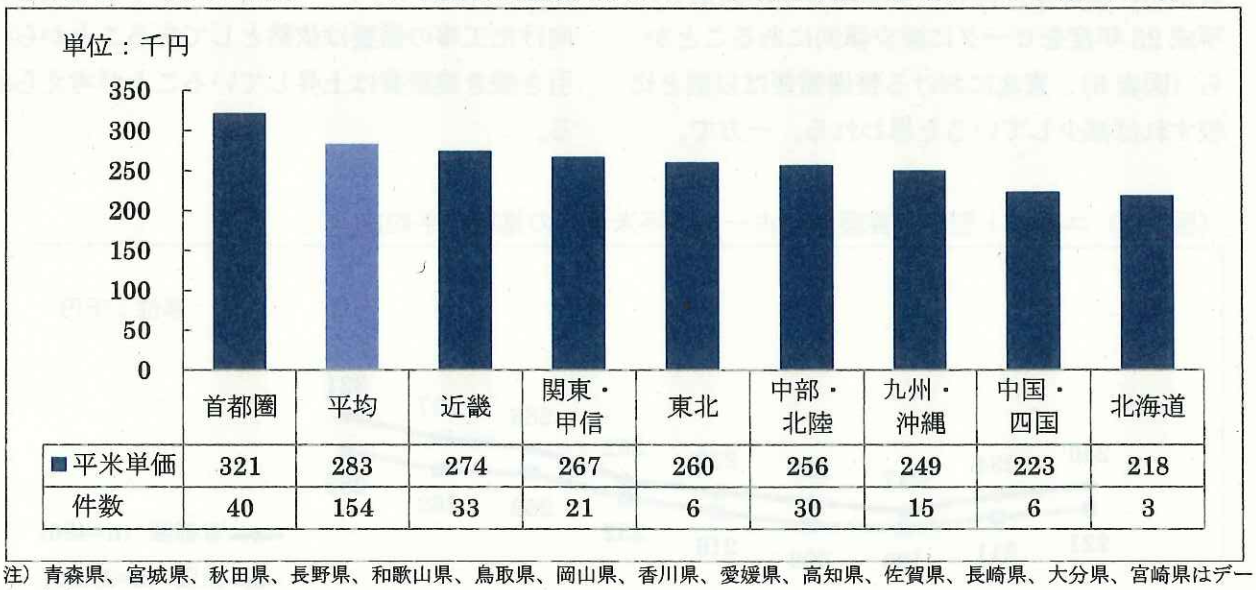

	首都圏	平均	近畿	関東・甲信	東北	中部・北陸	九州・沖縄	中国・四国	北海道
■平米単価	321	283	274	267	260	256	249	223	218
件数	40	154	33	21	6	30	15	6	3

注）青森県、宮城県、秋田県、長野県、和歌山県、鳥取県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県はデータなし

（図表 5）平成 28 年度　保育所の平米単価　地域ブロック別（平均）

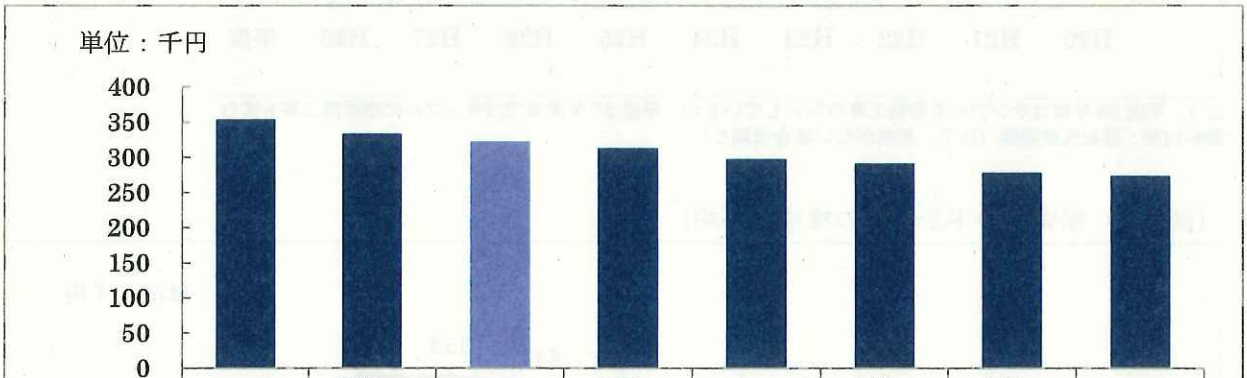

	首都圏	関東・甲信	平均	中国・四国	近畿	九州・沖縄	中部・北陸	東北
■平米単価	354	333	322	313	297	291	278	273
件数	72	3	142	6	18	20	16	7

注）北海道、秋田県、山形県、福島県、岐阜県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県はデータなし

（図表 6）東北 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における建築着工床面積の推移

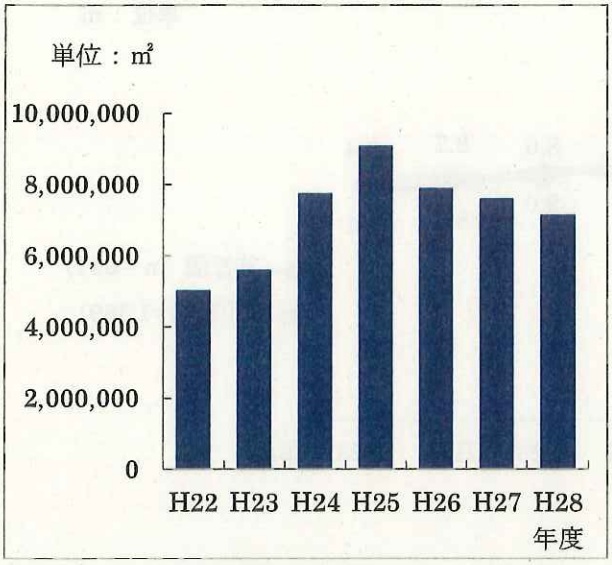

資料出所：国土交通省「建築着工統計」より作成

2.2 特養および保育所の定員 1 人当たり延床面積の推移

【定員 1 人当たり延べ床面積はほぼ横ばい。長期的にみるとゆるやかな減少傾向に】

平成 28 年度の特養および保育所における定員 1 人当たり延床面積（以下「1 人当たり面積」という。）は、前年度比でほぼ横ばいだった（図表 7、図表 8）。

特養における 1 人当たり面積は、平成 26 年度以降はほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度は全国平均が 46.7 平米、首都圏が 42.4 平米だった。常に全国平均が首都圏を上回っているが、これは用地確保の容易さや建設費の水準が影響しているものと思われる。

保育所における 1 人当たり面積は、平成 28 年度は全国平均が 8.4 平米、首都圏が 8.1 平米だった。全国平均と首都圏で差はあまりみられず、これはサンプルに占める首都圏の割合が高いためと考えられる。実際に首都圏を除いた地域における平均は 8.7 平米と若干高かった。

1 人当たり面積はここ数年で大きな変化はないものの、平成 20 年度からの推移をみると、特養、保育所ともにゆるやかな減少傾向にある。背景には、建設費が高騰するなかで、トータルコストを抑制する意図があったことも推察される。

（図表 7）ユニット型特別養護老人ホームの定員 1 人当たり延床面積の推移（平均）

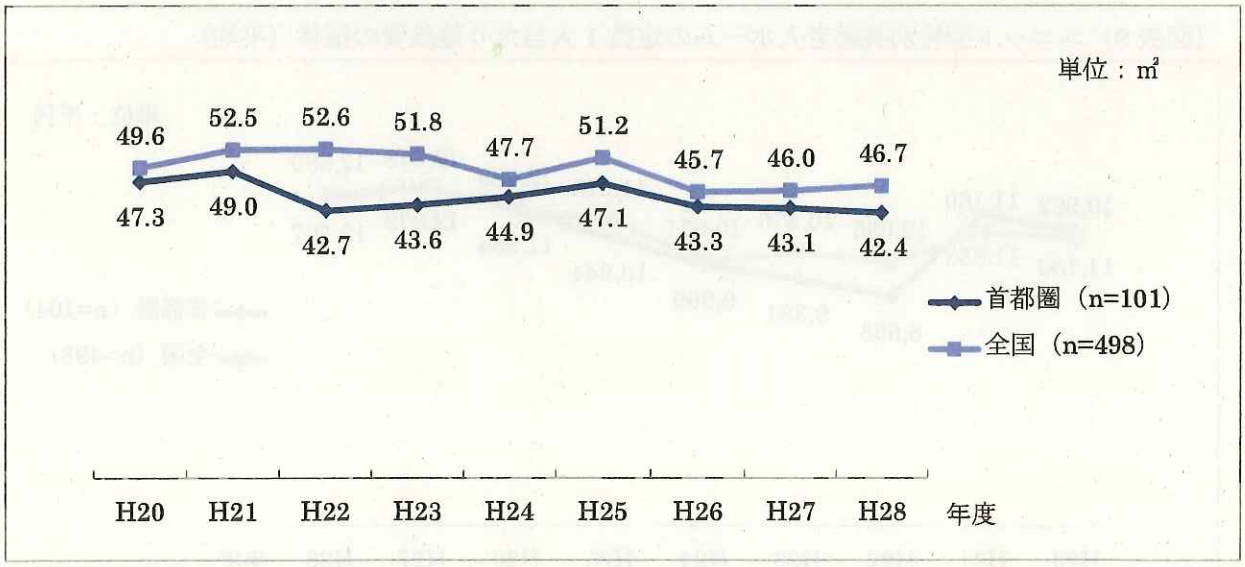

（図表 8）保育所の定員 1 人当たり延床面積の推移（平均）

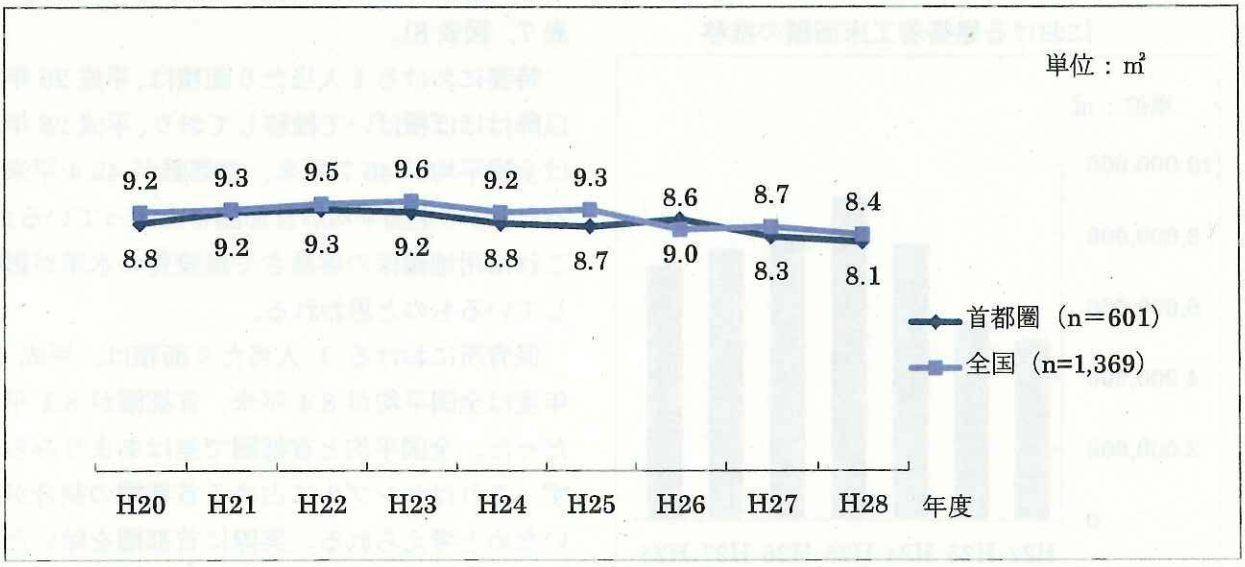

2.3 特養および保育所の定員 1 人当たり建設費の推移

【定員 1 人当たり建設費は特養でやや低下、保育所で横ばい。依然として高い水準で推移】

特養および保育所における定員 1 人当たり建設費（以下「1 人当たり建設費」という。）は、平米単価と同様におおむね上昇傾向にあったが、平成 28 年度は特養ではやや低下、保育所では横ばいとなった（図表 9、図表 10）。

特養における 1 人当たり建設費は、平成 28 年度は全国平均が 12,590 千円と前年度の 12,878 千円から 288 千円低下、首都圏では 12,397 千円と前年度の 12,872 千円から 475 千円低下した。

保育所における 1 人当たり建設費は、平成 28 年度は全国平均が 2,706 千円、首都圏では 2,882 千円といずれも前年度からほぼ横ばいだった。

（図表 9）ユニット型特別養護老人ホームの定員 1 人当たり建設費の推移（平均）

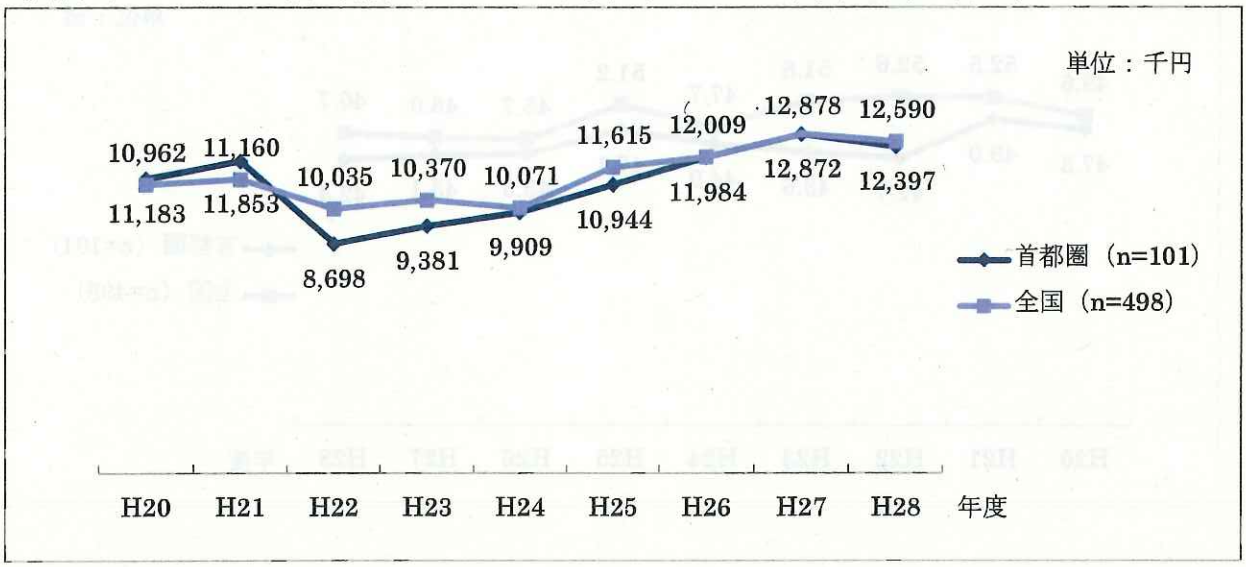

（図表 10）保育所の定員 1 人当たり建設費（平均）

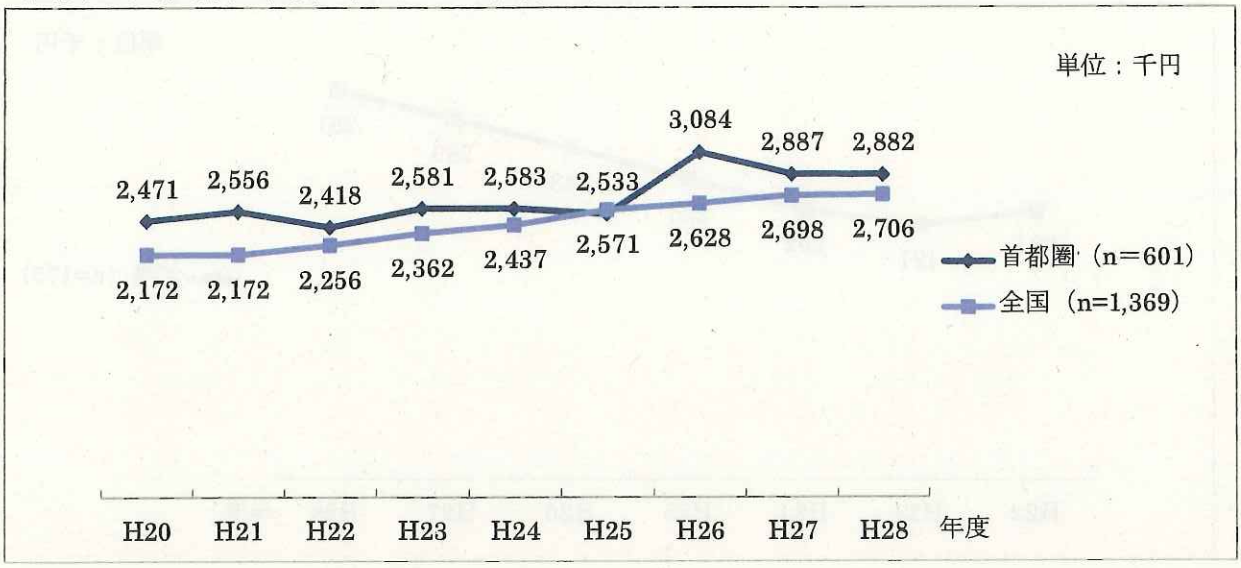

3　医療施設における建設費の動向

3.1　病院および老健の平米単価の推移

【平米単価は上昇を続け、平成 28 年度は病院、老健とも過去最高の水準に】

病院および老健における平米単価は平成 23 年度を底とし、以降上昇を続け平成 28 年度は上昇後もっとも高い数値となった[1]（図表 11、図表 12）。

病院における平成 28 年度の平米単価は、全国平均が 346 千円と前年度の 301 千円から 45 千円上昇し、一般病院も病院全体と同様の傾向および水準となっている。前年度から大幅な上昇となったが、平成 28 年度は建設費の水準が高い首都圏のサンプルが増加しており、このことが全体平均を押し上げたと考えられる。

老健における平成 28 年度の平米単価は 291 千円と前年度の 269 千円から 22 千円上昇した。

（図表 11）病院の平米単価の推移（平均）

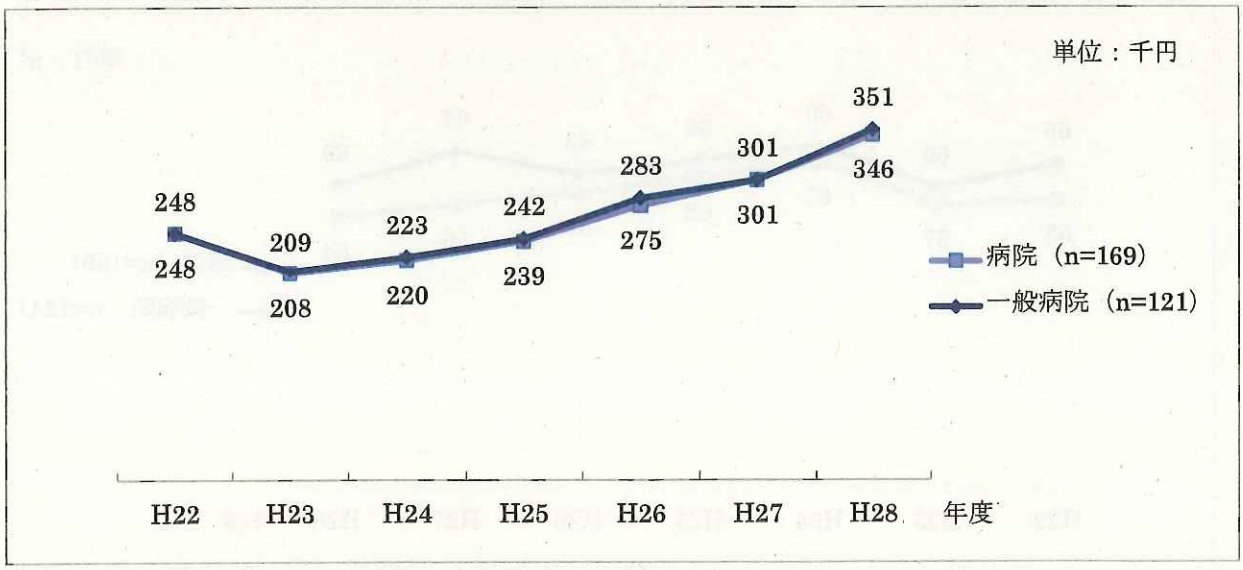

注）病院には一般病院も含む（以下、記載がない場合は同じ）

1 病院および老健については、今年度より集計方法を変更したため、前年度に公表した数字とは異なる。集計方法の変更について：これまでサンプルに増改築を含んでいたが、今次掲載分のデータは過年度分を含めすべて新築とした。

（図表 12）介護老人保健施設の平米単価の推移（平均）

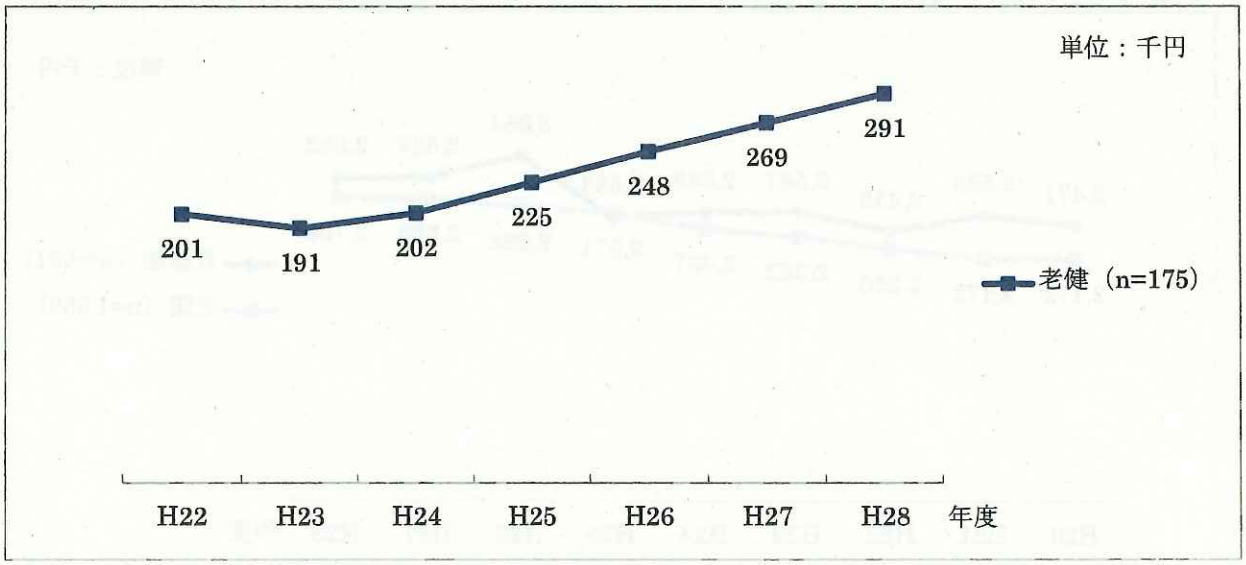

3.2 病院および老健の定員１人当たり延床面積の推移

【定員１人当たり延べ床面積はほぼ横ばい。長期的には病院は減少、老健は増加傾向に】

平成28年度の病院および老健における1人当たり延床面積は、前年度比でほぼ横ばいだった（図表 13、図表 14）。

病院における１人当たり面積は、平成 24 年度以降は減少傾向にあり、平成 28 年度は 54 平米だった。一般病院も平成 27 年度に増加がみられたものの、おおむね病院と同様の傾向にある。

老健における１人当たり面積は、データのある平成 22 年度以降はゆるやかな増加傾向にあり、平成 28 年度は 55 平米だった。増加の背景にはユニット型の増加や事業所内の通所リハビリテーションの定員が近年増加する傾向にあること等が考えられる。

（図表 13）病院の定員１人当たり延床面積の推移（平均）

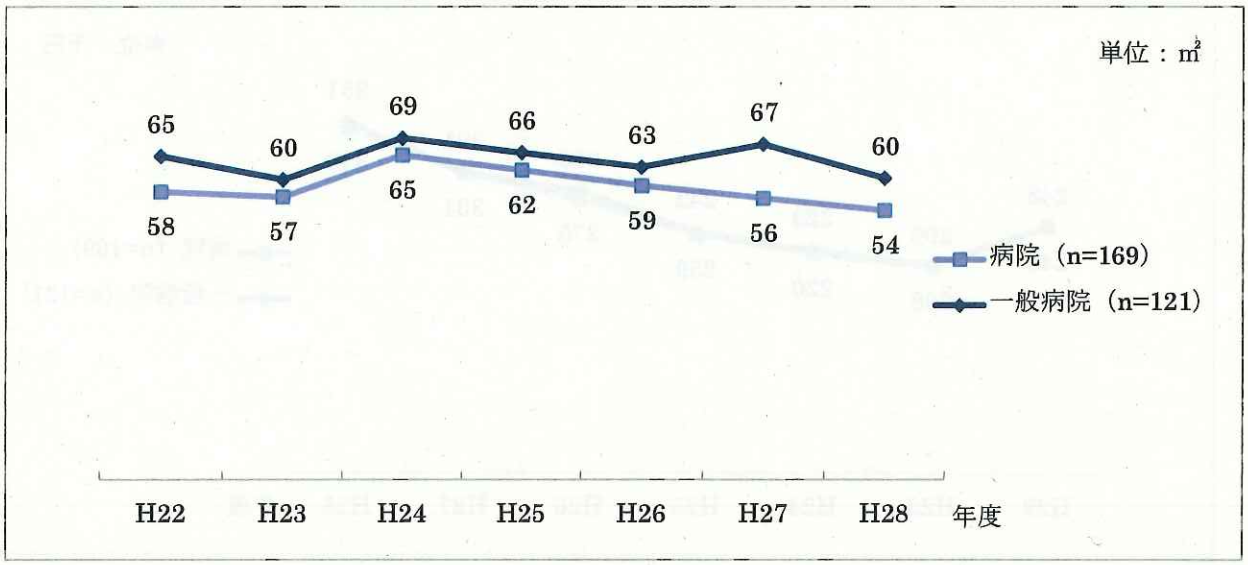

（図表 14）介護老人保健施設の定員 1 人当たり延床面積の推移（平均）

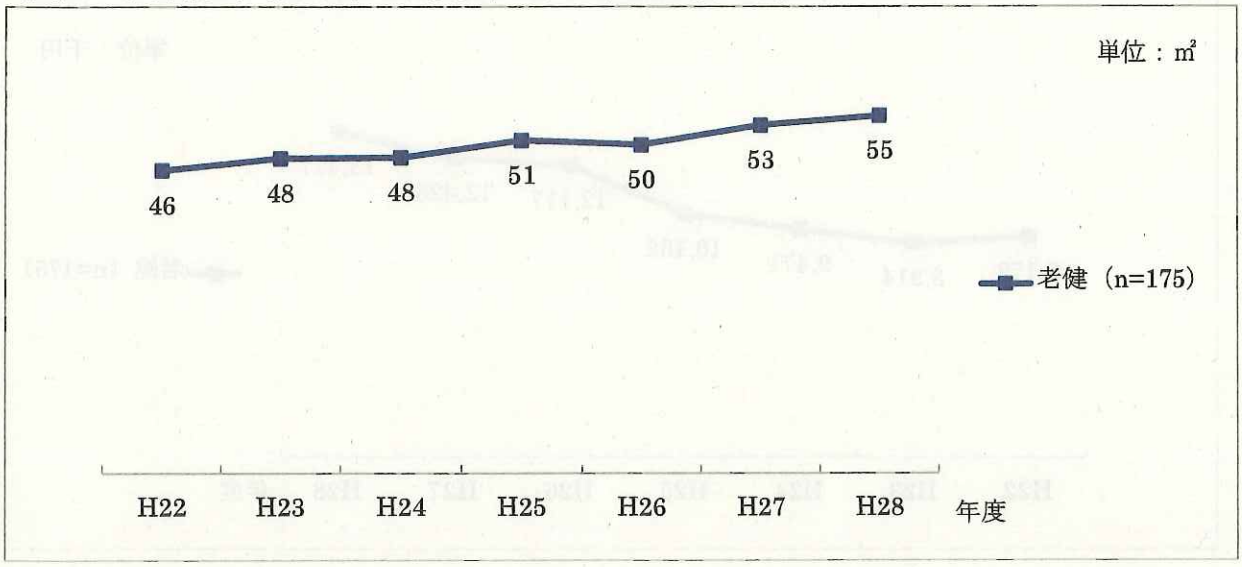

3.3 病院および老健の定員 1 人当たり建設費の推移

【定員 1 人当たり建設費は病院、老健ともに上昇傾向】

病院および老健における 1 人当たり建設費は、平米単価と同様に上昇傾向にあり、平成 28 年度は平成 23 年度に上昇して以降、もっとも高い数値となった（図表 15、図表 16）。

病院における 1 人当たり建設費は、平成 28 年度は 17,468 千円と前年度の 15,665 千円から 1,803 千円増加し、一般病院では平成 28 年度は 20,338 千円と前年度の 19,400 千円から 938 千円増加した。一般病院の 1 人当たり建設費が病院全体より高いのは、病院全体に比して平米単価が高く、1 人当たり延べ床面積が大きいことによる。

老健における 1 人当たり建設費は、平成 28 年度は 13,477 千円と前年度の 12,425 千円から 1,052 千円増加した。

（図表 15）病院の定員 1 人当たり建設費の推移（平均）

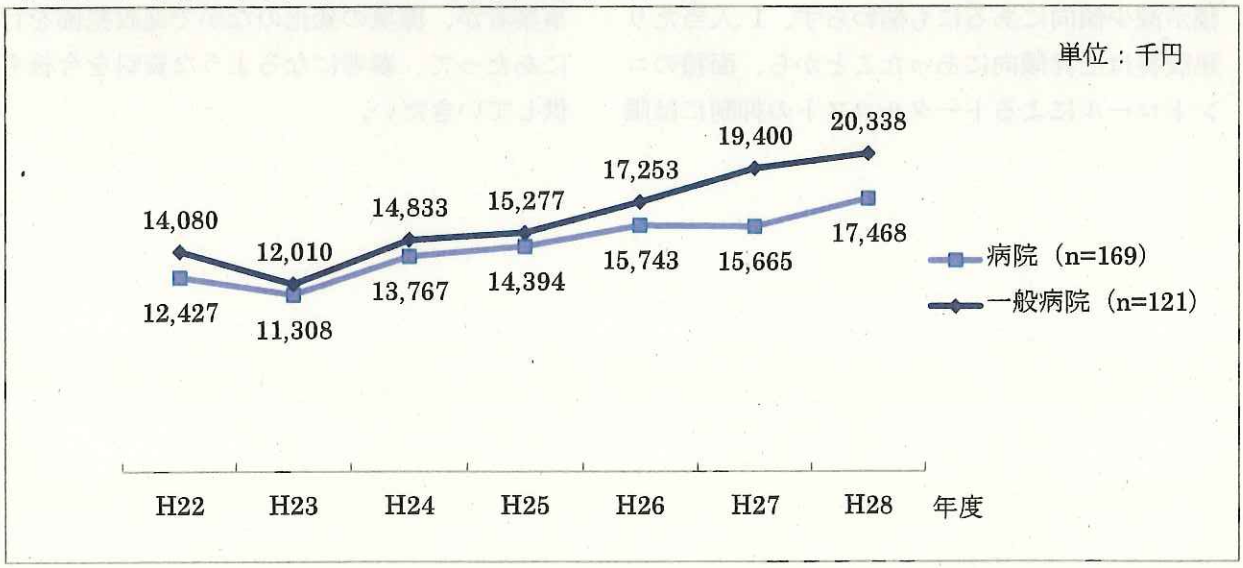

（図表 16）介護老人保健施設の定員 1 人当たり建設費の推移（平均）

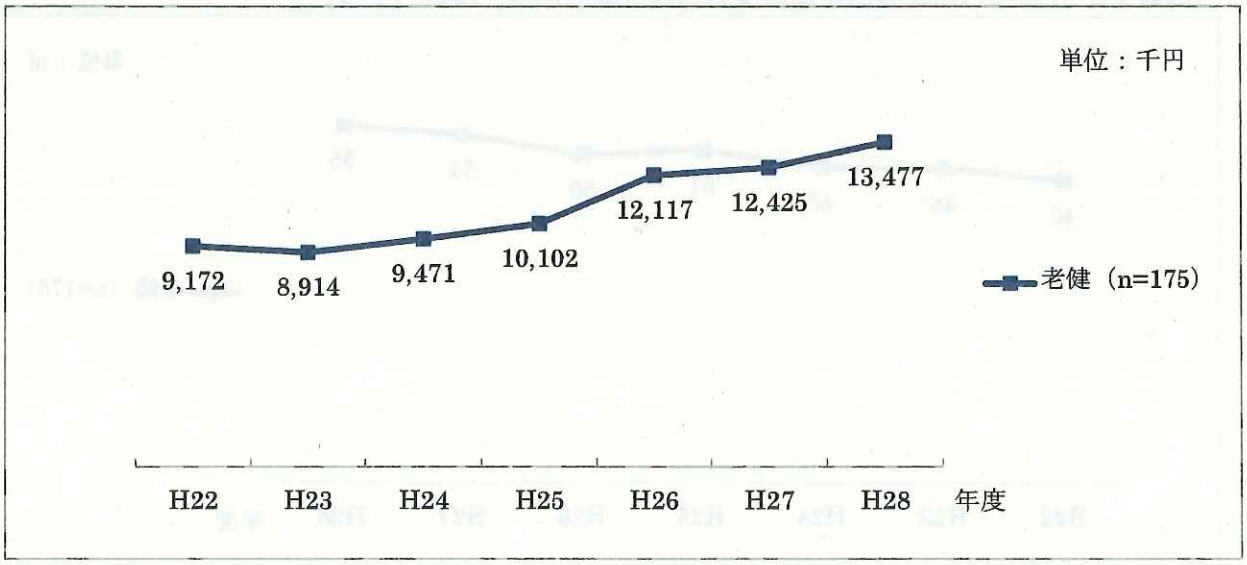

おわりに

平米単価はいずれの施設においてもおおむね上昇傾向にあった。1 人当たり建設費は、特養で前年度と比べてやや減少していたものの、長期的にはすべての施設において上昇していた。

自治体によっては、施設整備の補助金に建設費の高騰分を上乗せして支給する場合もあるが、そうした場合を除けば事業者の施設整備の負担は以前に比べて増していることが推察される。トータルコストの抑制を図るためには、面積を必要最小限にするのも一計ではある。しかし、今次レポートで老健以外の施設で 1 人当たり面積が減少傾向にあるにも関わらず、1 人当たり建設費は上昇傾向にあったことから、面積のコントロールによるトータルコストの抑制には限界があり、また、質の担保を図る点からも困難であるといえる。

したがって、今後、施設整備を検討する際には、コスト低減のための別の方法を模索していく必要があるだろう。例えば、資材の見直しや保育所においては空き家や賃貸物件の活用等もそのひとつであると思われる。

また、高齢者や子どもの減少による将来的な需要低下に備える点から、用途の変更等にも柔軟に対応できるような施設整備の視点もますます必要となると思われる。機構では今回取り上げたようなデータのほかにも、福祉医療施設の事業者が、環境の変化のなかで施設整備を行うにあたって、参考になるような資料を今後も提供していきたい。

（付表）平成 28 年度　特別養護老人ホームおよび保育所の平米単価　都道府県別（平均）

- 特養は青森県、宮城県、秋田県、長野県、和歌山県、鳥取県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県はデータなし
- 保育所は北海道、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県はデータなし

独立行政法人 福祉医療機構

Research Report

2017年5月18日
経営サポートセンター　リサーチグループ
調査員　小寺　俊弘

「改正社会福祉法への対応状況」に関するアンケート調査の結果について

福祉医療機構では、全国の社会福祉法人を対象に、平成29年4月1日に施行された「社会福祉法等の一部を改正する法律」への対応状況に関するアンケート調査を実施した。

法律改正を受けて策定した新定款に規定する理事定数は83.0%の法人が「6人」、評議員定数は65.7%の法人が「7人」であった。なお、法改正にあたっての経過措置により理事定数を超えない評議員定数を設定している法人は全体の14.8%であった。また、新定款が租税特別措置法第40条の適用要件を満たすと回答した法人は全体の46.3%であった。

地域における公益的な取組の実施状況については、「法人単独で実施予定」との回答が38.0%、「他法人と連携して実施予定」が10.4%、それらの両方を実施予定との回答が3.2%であった。

社会福祉充実残額の見込みについて、「生じる」と回答した法人は全体の7.4%、「生じない」と回答した法人は70.8%、「試算していない」と回答した法人が21.8%であった。

社会福祉充実残額が発生する見込みである法人に対して、社会福祉充実計画の策定状況を確認したところ、49.1%の法人は計画を策定済みであったが、未定と回答した法人も50.9%あった。

社会福祉充実残額の投下先としては、社会福祉事業が95.4%とほぼ全数に近かったものの、地域公益事業、公益事業と回答した法人も一定程度あった。

はじめに

平成29年4月1日から「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が施行され、社会福祉法人においては、「経営組織の見直し」として、評議員・評議員会、理事・理事会などのあり方について見直されるとともに、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられたところである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していくことが求められることとなった。

こうした状況を踏まえ、福祉医療機構では、社会福祉法人の改正社会福祉法への対応状況等を把握し、各法人が今後の事業運営の参考とすることを目的に、融資先の社会福祉法人を対象に「改正社会福祉法への対応状況」に関するアンケート調査を実施した。

調査項目は、理事および評議員の定数など新定款の策定状況、地域における公益的な取組への対応状況ならびに社会福祉充実残額および計画の状況の3点とし、調査結果は次のとおりであった。

1　アンケート調査結果概要

1.1　概要

対　　象：社会福祉法人9,009法人
回 答 数：3,764件
有効回答数：3,710件
有効回答率：41.2%
実施期間：平成29年4月24日（月）～
　　平成29年5月12日（金）
方　　法：Webアンケート

1.2　回答者の属性

回答法人が運営する事業の内訳は、高齢者福祉事業のみを運営する法人が 34.0%、児童福祉事業のみが 27.6%、障害福祉事業のみが 15.4%であった（図表 1）。なお、2 種類以上の事業を運営している法人が 22.3%であった。

（図表 1）　運営事業

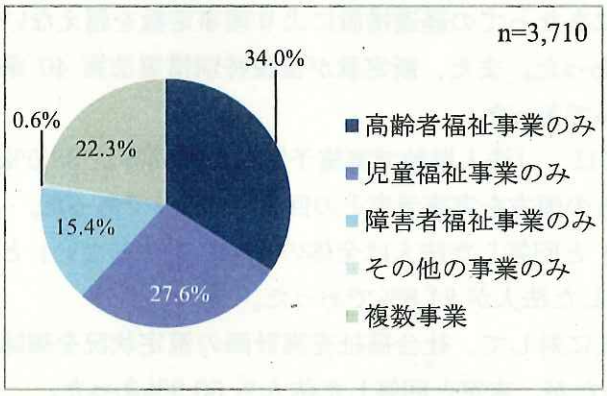

注）数値は四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。（以下、記載がない場合は同じ）
資料出所：福祉医療機構（以下、記載がない場合は同じ）

回答法人の平成 27 年度サービス活動収益は、1 億円以上 5 億円未満の法人が 46.1%ともっとも多く、次いで 5 億円以上 10 億円未満が 21.0%となっており、10 億円未満の法人が約 7 割を占めていた（図表 2）。

なお、平成 29・30 年度に会計監査人の設置義務法人となる要件の 1 つであるサービス活動収益 30 億円以上の法人は 2.2%であった。

（図表 2）　平成 27 年度　サービス活動収益規模

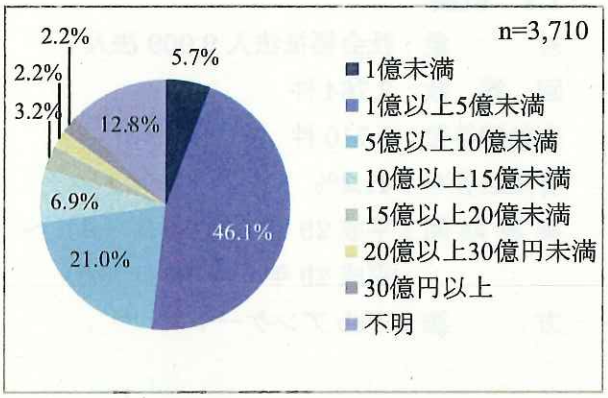

2　改正社会福祉法への対応状況

2.1　新定款の状況

新定款に定める理事定数（定数に幅のある場合は最低数）は、「6 人」との回答がもっとも多く、全体の 83.0%を占めた（図表 3）。

新定款に定める評議員定数（定数に幅のある場合は最低数）は「7 人」との回答がもっとも多く、全体の 65.7%を占めた（図表 4）。

なお、法改正にあたっての経過措置により、理事定数を超えない評議員定数を設定している法人が全体の 14.8%であった。経過措置は平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間とされているため、これらの法人においては、この期間内に理事定数を超える評議員定数へと定款を改める必要が生じることとなる。

（図表 3）　新定款に定める理事定数

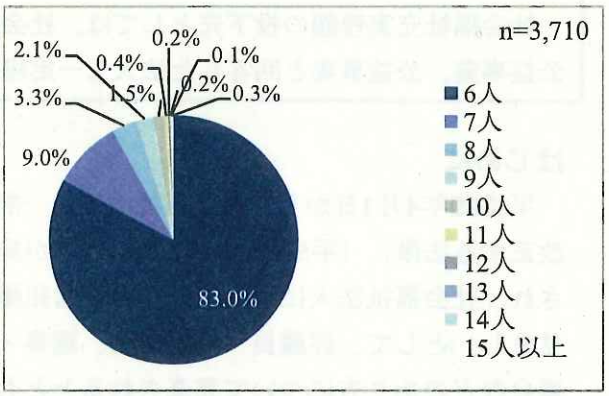

（図表 4）　新定款に定める評議員定数

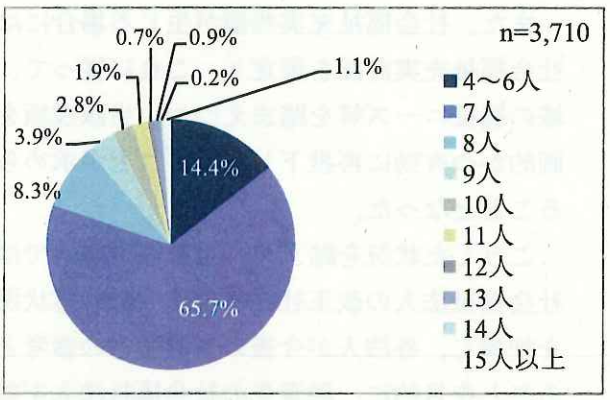

また、新定款が租税特別措置法第40条の適用要件[1]を満たすと回答した法人は全体の46.3%であった（図表5）。

（図表5）　租税特別措置法第40条の適用要件

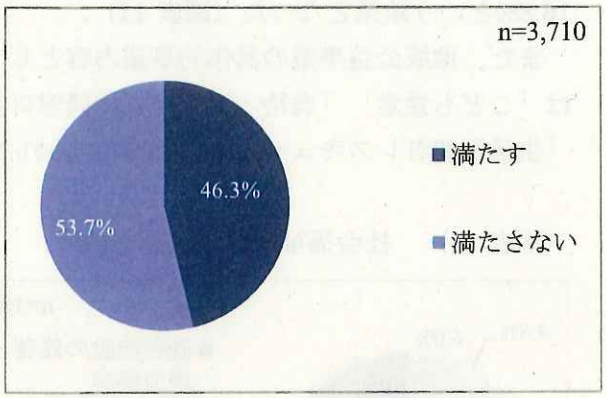

2.2　地域における公益的な取組

改正法第24条第2項の社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」については、「法人単独で実施予定」との回答が38.0%、「他法人と連携して実施予定」が10.4%、それらの両方を実施予定との回答が3.2%であった（図表6）。

（図表6）　地域における公益的な取組予定

3　社会福祉充実残額および計画の状況

3.1　社会福祉充実残額の見込み

アンケートへの回答時点での社会福祉充実残額の見込みについて、「生じる」と回答した法人は全体の7.4%、「生じない」と回答した法人は70.8%、「試算していない」と回答した法人が21.8%であった（図表7）。

社会福祉充実残額の見込み額については、1億円以上5億円未満との回答が44.4%ともっとも多かった（図表8）。

（図表7）　社会福祉充実残額の有無

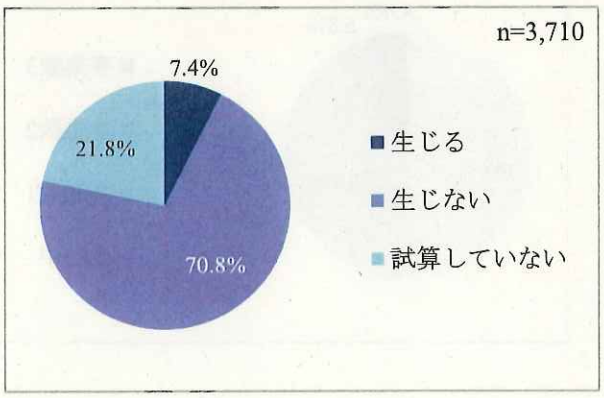

（図表8）　社会福祉充実残額見込み規模

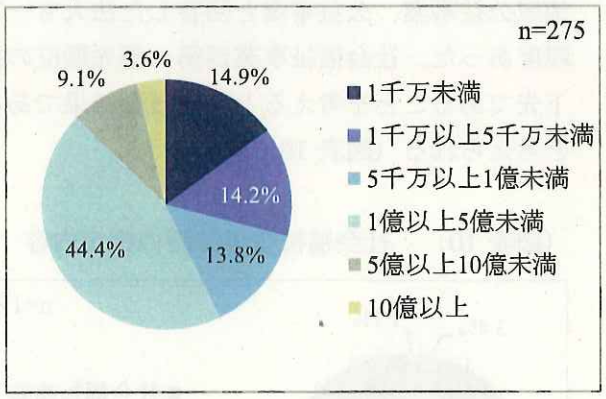

1 社会福祉法人等に財産を寄付した場合の贈与所得等の非課税の特例における承認特例の要件として、必要な事項が定款に規定されていることが必要となる

3.2 社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した法人のアンケート回答時点における社会福祉充実計画の策定状況およびそれぞれの法人が社会福祉充実計画に盛り込んでいる事業数は以下のとおりである（図表 9）。49.1%の法人は計画を策定済みであり、複数の事業を計画に盛り込んでいる法人は全体の 10.2%であった。

なお、検討中と回答した法人も 50.9%あった。

（図表 9）　社会福祉充実計画の策定状況

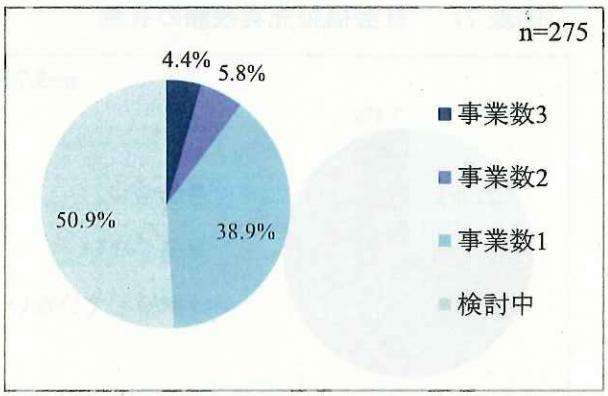

社会福祉充実残額の投下先としては、社会福祉事業が 95.4%とほぼ全数に近かったものの、地域公益事業、公益事業と回答した法人も一定程度あった。社会福祉事業が第一優先順位の投下先であることを考えると、妥当な結果であると考えられる（図表 10）。

（図表 10）　社会福祉充実計画の策定内容

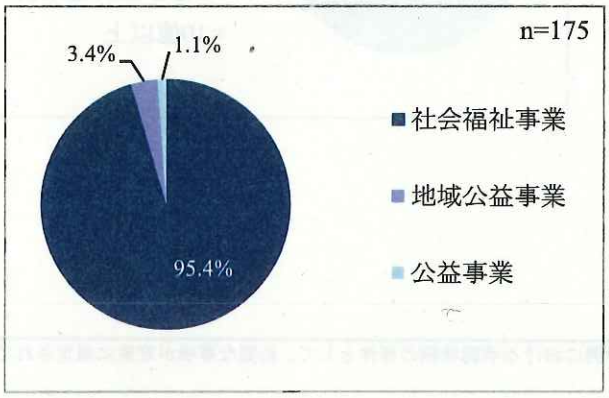

社会福祉充実計画のうち、社会福祉事業の具体的内容については「既存施設の建替・増改築等」が 51.5%ともっとも多く、次いで「新規事業開始」が 25.7%、「職員処遇改善」および「職員教育訓練」といった職員にかかわる事業が 16.8%という結果となった（図表 11）。

また、地域公益事業の具体的事業内容としては「こども食堂」「虐待・貧困等の相談窓口」「生活困窮者レスキュー事業」等が挙げられた。

（図表 11）　社会福祉事業の具体的内容

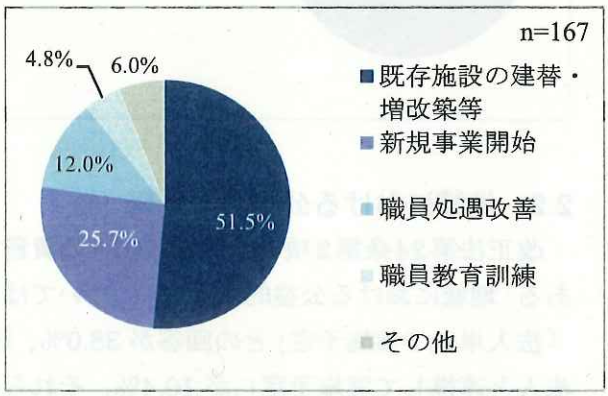

おわりに

社会福祉法人のあり方を巡る一連の社会福祉法人制度改革は、改正社会福祉法が平成29年4月1日から完全施行され、現在、およそ1か月が経過したところである。

冒頭でも述べたとおり、今次調査は改正社会福祉法への対応状況をいちはやく把握するとともに、それぞれの法人での取り組み等について紹介するべく実施したものである。

本調査結果が、それぞれの法人において社会福祉充実計画の策定等にあたっての参考となれば幸いである。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

≪本件に関するお問合せ≫
独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター　リサーチグループ
TEL：03-3438-9932　FAX：03-3438-0371

独立行政法人 福祉医療機構

Research Report

2017年4月17日
経営サポートセンター　リサーチグループ

主査　関　悠希

平成27年度　社会福祉法人の経営状況について

福祉医療機構のデータに基づき、平成27年度の社会福祉法人の経営状況について分析を行った。

収支状況は前年度から大きな変化はなく、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度から0.3ポイント増加した4.3%だった。また、赤字割合は前年度から2.6ポイント低下した21.3%だった。

主たる事業別に経営状況の変化をみると、介護保険事業を主たる事業とする法人では、介護報酬改定による減算があったもののサービス活動収益は増加し、結果的にサービス活動収益対サービス活動増減差額比率は3.6%と前年度の3.5%からほぼ横ばいだった。また、同様に障害福祉サービス事業においても平成27年度に報酬改定が実施されたが、同事業を主たる事業とする法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率は6.1%と前年度の6.2%からほぼ横ばいだった。保育を主たる事業とする法人では、公定価格の見直しの影響もありサービス活動収益は増加し、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は2.8ポイント増加の7.5%だった。

サービス活動収益の規模別に経営状況を比較すると、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率に大差はなかったものの、赤字割合は収益規模の大きな法人において低い傾向にあった。また、収益規模が大きい法人は従事者1人当たりサービス活動収益が高く、それを反映してか従事者1人当たり人件費も高い状況にあった。経営を安定的なものとし職員の処遇を手厚くしていくうえでは、収益規模の拡大は有効であると思われる。

収益規模が大きな法人の特徴としては、介護保険事業収益が過半数を占めている点が挙げられる。実施する事業の内容は法人の理念・方針等によるものの、社会福祉法人を取り巻く環境や制度が変化していくなか、どのような事業展開が法人の安定経営につながるのかといった視点は、今後の経営には欠かせないものとなっていくだろう。

はじめに

福祉医療機構では、毎年度、貸付先の経営状況について調査を行っている。このほど、貸付先の財務諸表データを用いて、平成27年度の社会福祉法人の経営状況について7,933法人を対象に分析を行った。

本レポートでは、社会福祉法人全体の経営状況のほか、介護報酬改定等の影響を把握する目的もあり、主たる事業別に経営状況を俯瞰した。また、収益規模別の比較により、社会福祉法人の経営の特性を把握することを試みた。

なお、平成27年度の全国の社会福祉法人数は19,969法人[1]、うち施設経営法人は17,482法人を占めており、今次分析に用いたサンプル数はその約45%に該当する。

1　サンプルの属性

1.1　従事者数

従事者数50人未満の法人が40%、50人以上100人未満が29%となっており、100人未満の法人が約7割を占めた（図表1）。

1　平成27年度福祉行政報告例

（図表 1）社会福祉法人の従事者数の分布

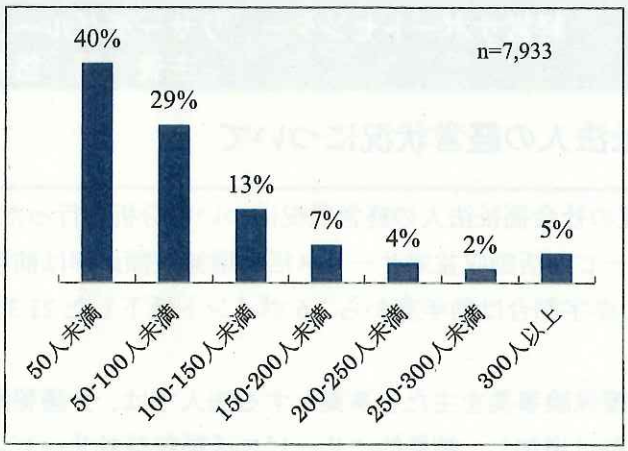

注）数値は四捨五入しているため、合計・差が合わない場合がある（以下記載がない場合は同じ）
資料出所：福祉医療機構（以下記載がない場合は同じ）

1.2　実施事業

従事者の配置数を基準に法人の主たる事業を判定[2]すると、もっとも多かったのが介護保険事業を主たる事業とする法人で 34%、次いで保育事業が 33%、障害福祉サービス事業が 16%と続いており、介護保険事業および保育事業を主たる事業とする法人がそれぞれ 3 割強を占めた（図表 2）。

（図表 2）平成 27 年度　社会福祉法人の主たる事業別の割合

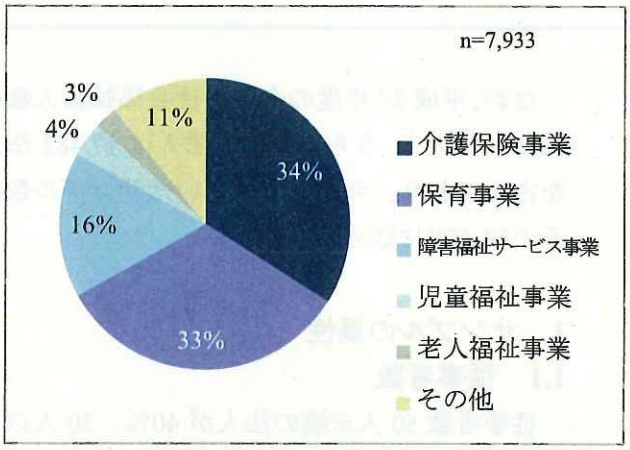

2　社会福祉法人の赤字割合

【平成 27 年度の赤字割合は 21.3%。前年度から 2.6 ポイント低下】

平成 27 年度の社会福祉法人の赤字[3]割合は平成 26 年度の 23.9%から 2.6 ポイント低下した 21.3%だった（図表 3）。赤字割合は平成 25 年度には 26.2%まで増加したが、平成 26 年度以降は減少傾向にある。

（図表 3）社会福祉法人の赤字割合（平成 23 年度～平成 27 年度）

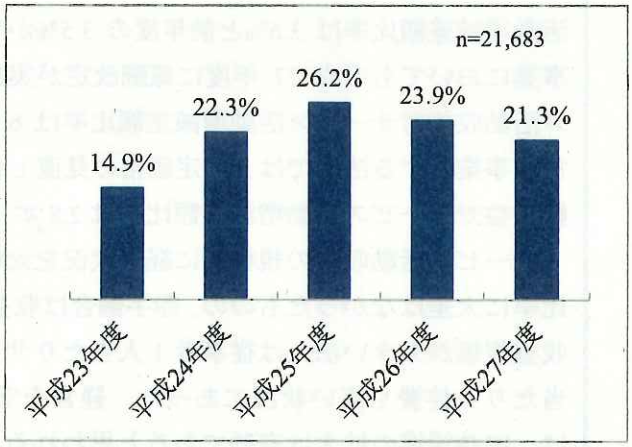

黒字法人と赤字法人を比較すると、人件費率をはじめとする諸費用の割合が赤字法人は黒字法人に比べて高い（図表 4）。従事者 1 人当たりサービス活動収益が赤字法人において 235 千円低いことから、費用を賄えるだけの収益が十分に確保できていないことが赤字法人の課題であるといえる。

2　法人全体の従事者数の 50%を超える従事者が在籍する事業を主たる事業として区分している。「介護保険事業」は特別養護老人ホーム等の介護保険法に規定される事業（介護老人保健施設を除く）を、「老人福祉事業」は養護老人ホーム等の老人福祉法に規定される事業を指す。「その他」は主たる事業が病院や介護老人保健施設等の法人や、施設種別ごとの従事者数がいずれも 50%を超えない法人が含まれる。

3　経常増減差額が 0 円未満を赤字とした。

（図表 4）平成 27 年度　社会福祉法人　黒字・赤字別の決算状況

		黒字法人 n=6,247	赤字法人 n=1,686	差 黒字－赤字
1 法人当たり従事者数	人	100.9	87.9	13.0
サービス活動収益	千円	615,418	368,424	246,994
サービス活動費用	千円	575,946	373,821	202,125
人件費	千円	396,400	246,102	150,298
経常増減差額	千円	40,481	△5,230	45,711
人件費率	%	64.4	69.5	△5.1
経費率	%	23.6	27.8	△4.1
減価償却費率	%	4.3	5.5	1.2
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	6.4	△1.5	7.9
サービス活動収益対経常増減差額比率	%	6.6	△1.4	8.0
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	6,096	4,189	1,907
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,928	2,799	1,129

注）減価償却費率については、「（減価償却費率＋国庫補助金等特別積立金取崩額）/サービス活動収益」で算出している（以下記載がない場合は同じ）

3　平成 27 年度の決算状況

【サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度からほぼ横ばいの 4.3%】

サービス活動収益対サービス活動増減差額比率（以下「サービス活動増減差額比率」という。）は平成 27 年度は 4.3%と、平成 26 年度の 4.0%からほぼ横ばいだった（図表 5）。

サービス活動収益およびサービス活動費用ともに減少したが、これは前年度と比較し 1 法人当たり従事者数が減少、つまりサンプルの法人規模が縮小したことが影響しているものと思われる。

他の項目についても大幅な増減はなく、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、社会福祉法人全体の経営については大きな変化はなかったといえる。

（図表 5）平成 26 年度・平成 27 年度の社会福祉法人の決算状況

		H26 度 n=4,419	H27 度 n=7,933	差 H27-H26
1 法人当たり従事者数	人	108.6	99.9	△8.7
サービス活動収益	千円	661,046	604,494	△56,552
サービス活動費用	千円	634,605	578,294	△56,311
人件費	千円	426,106	395,413	△30,693
経常増減差額	千円	27,207	26,713	△494
人件費率	%	64.5	65.5	1.0
経費率	%	25.5	24.5	△1.0
減価償却費率	%	4.5	4.5	0.0
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	4.0	4.3	0.3
サービス活動収益対経常増減差額比率	%	4.1	4.4	0.3
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	6,084	6,048	△36
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,925	3,958	33
負債	千円	425,642	379,010	△46,632
総資産	千円	1,595,356	1,442,716	△152,640
純資産比率	%	73.3	73.7	0.4
固定長期適合率	%	85.3	85.3	0.0
流動比率	%	335.7	343.7	8.0
借入金比率	%	48.4	47.6	△0.8

4　主たる事業別の決算状況

【報酬改定のあった介護・障害事業を主とする法人では費用が増加する一方、加算算定等により収益も増加し、サービス活動増減差額比率はほぼ横ばい。保育事業を主とする法人は公定価格の見直し等を受けサービス活動増減差額比率は増加】

平成 27 年度は介護報酬改定（以下「27 年度改定」という。）があった。27 年度改定の影響等を把握するためにも、本章では法人の主たる事業別に前年度からの収支の変化を比較する。なお、変化を正確に把握するため、2 事業年度連続で財務諸表データが存在している法人をサンプルに用いた。

4.1　介護保険事業

介護保険事業を主たる事業とする法人のサービス活動増減差額比率は 3.6%と前年度の 3.5%からほぼ横ばいだった（図表 6）。27 年度改定は全体で 4.48%のマイナス改定となったが、結果的にサービス活動収益の増加により、マイナス改定の影響は最小限に留まった。

当機構が平成27年8月に特養に対し実施したアンケート[4]では、各加算の算定状況として、「介護職員処遇改善加算」（以下「処遇改善加算」という。）は約 9 割の施設において加算率がもっとも高い「Ⅰ」を算定していたほか、「日常生活継続支援加算」は約 7 割、「経口維持加算」は 3 割が算定していた。また、これらの加算が未取得の施設においても今後取得予定と回答した施設が一定程度あり、多くの施設で加算の取得等により、サービス活動収益が増加したと推察される。

一方で、処遇改善加算の算定により人件費も増加しており、サービス活動費用も増加したことから、サービス活動増減差額比率は 0.1 ポイント低下した。なお、従事者 1 人当たり人件費は3,857 千円から 4,003 千円と 145 千円増加していた。

4.2　老人福祉事業

老人福祉事業を主たる事業とする法人のサービス活動増減差額比率は、前年度から 1.2 ポイント低下の 4.9%だった。サービス活動収益は増加したものの、サービス活動費用の増加がそれを上回ったことによる。なお、サービス活動費用の増加のうち、8 割強が人件費の増加が占めており、これは従事者 1 人当たり人件費の増加によると考えられる。

老人福祉事業には養護老人ホームや軽費老人ホーム等の措置施設が該当するが、こうした施設においても昨今の人材難から職員の手厚い処遇が必要な状況にあると思われる。

4.3　保育事業

保育事業を主たる事業とする法人のサービス活動増減差額比率は、前年度から 2.8 ポイント増加の 7.5%だった。サービス活動収益が前年度比で23,931 千円増加したことが大きい。これは、平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度の施行により公定価格が見直されたことによる。

また、サービス活動費用も増加しており、うち 77%は人件費の増加だった。これは従事者数の増加のほか、先の新制度において処遇改善等加算が設置された影響もあると思われる。なお、従事者 1 人当たり人件費は 76 千円減少しているが、これは若手職員の採用によるものと思われる。

4.4　障害福祉サービス事業

障害福祉サービス事業を主たる事業とする法人のサービス活動増減差額比率は 6.1%と前年度の 6.2%からほぼ横ばいだった。

障害福祉サービスにおいても、平成 27 年度に報酬改定が実施された。改定率は±0%であったが、人材処遇では従来の福祉・介護職員処遇改善加算を上乗せ評価した新区分や福祉専門職員配置等加算の新区分の創設、その他の加算においても対象の拡充や要件緩和等がなされた。こ

4　「平成 27 年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート調査の結果について」
http://hp.wam.go.jp/guide/keiei/report/tabid/2454/Default.aspx

うした影響もあってか、サービス活動収益は　　となった。
24,002 千円の増加、人件費は 20,057 千円の増加

（図表 6）平成 26 年度・平成 27 年度　社会福祉法人　主たる事業別の決算状況

		介護保険事業　n=1,390			老人福祉事業　n=45		
		H26 度	H27 度	差 H27-H26	H26 度	H27 度	差 H27-H26
1 法人当たり従事者数	人	122	124	2	31	30	△1
サービス活動収益	千円	737,134	766,323	29,189	197,826	203,475	5,649
サービス活動費用	千円	711,064	739,043	27,978	185,665	193,568	7,904
人件費	千円	497,063	471,328	25,735	105,739	112,259	6,520
経常増減差額	千円	25,048	25,519	471	12,721	9,939	△2,782
人件費率	%	64.9	64.9	0.0	55.2	55.2	0.0
経費率	%	25.9	25.9	0.0	33.5	33.5	0.0
減価償却費率	%	5.4	5.3	△0.1	6.5	7.0	0.5
ｻｰﾋﾞｽ活動収益対ｻｰﾋﾞｽ活動増減差額比率	%	3.5	3.6	0.1	6.1	4.9	△1.2
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	6,027	6,167	140	6,363	6,680	316
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,857	4,003	145	3,401	3,685	284
		保育事業　n=1,004			障害福祉サービス事業　n=556		
		H26 度	H27 度	差 H27-H26	H26 度	H27 度	差 H27-H26
1 法人当たり従事者数	人	51	55	4	92	97	5
サービス活動収益	千円	256,558	280,489	23,931	611,834	635,835	24,002
サービス活動費用	千円	244,470	259,488	15,018	573,712	597,067	23,355
人件費	千円	185,125	196,753	11,628	382,912	402,969	20,057
経常増減差額	千円	13,177	22,191	9,014	42,176	42,522	346
人件費率	%	70.1	70.1	0.0	63.4	63.4	0.0
経費率	%	19.2	19.2	0.0	21.7	21.7	0.0
減価償却費率	%	3.0	3.1	0.1	3.4	3.3	△0.1
ｻｰﾋﾞｽ活動収益対ｻｰﾋﾞｽ活動増減差額比率	%	4.7	7.5	2.8	6.2	6.1	△0.1
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,070	5,107	37.0	6,640	6,543	△96.7
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,658	3,582	△76	4,156	4,148	△8.7

5　収益規模別の経営状況

5.1　収益規模別の比較

【収益規模が大きい法人は従事者 1 人当たりサービス活動収益が高く、従事者 1 人当たり人件費も高い。赤字割合も低く経営は安定】

最後にサービス活動収益の規模別に経営状況を比較する。

サービス活動増減差額比率は各収益規模の法人で 3%台後半から 4%台後半となっており、とくに収益規模と規則的な関係はみられない。しかし、赤字割合をみると収益規模「1 億未満」において 27.2%と他の区分に比して高く、全体のなかでは経営が不安定な傾向にあった（図表 7)。赤字割合は「1 億以上 5 億未満」から「5 億以上 10 億未満」で約 21%、「10 億以上 15 億未満」で若干増加し 23.4%となっているが、「15 億以上 20 億未満」では 20.3%に低下、「20 億以上」ではさらに 16.2%と大幅に低下していることから、収益規模が大きいほど、おおむね法人全体の経営は安定するといえる。

また、従事者 1 人当たりサービス活動収益は収益規模が大きくなるにつれて増加し、従事者 1 人当たり人件費についても収益規模が大きいほど増加している。収益が大きい法人は、単純に法人規模に比して収益をあげているのではなく、効率的に収益をあげている、もしくは収益性の高い事業を実施していること、そして、収益を人件費に反映させていることがうかがえる。

福祉分野においては人材の処遇改善等が課題となっていることから、比較的高い従事者 1 人当たり人件費を支給している点に鑑みても、収益規模を拡大していくことは社会福祉法人の経営においては重要なポイントと思われる。

5.2　収益規模別にみた収益構成

【収益規模の小さい法人では保育事業の実施割合が大きく、一定以上の収益規模の法人では、介護保険事業の実施割合が高い】

収益規模拡大の手がかりを掴むため、収益規模の小さい法人と大きい法人の違いを収益構造からみることとする。

社会福祉法人におけるサービス活動収益の内訳は、大きく「介護保険事業収益」「老人福祉事業収益」「保育事業収益」「障害福祉サービス収益」に分類できる。この収益区分に着目すると、まず収益規模の小さい法人では保育事業収益が占める割合が、他の収益区分に比して大きいことがわかる。「1 億未満」では約 6 割、「1 億以上 5 億未満」では約 4 割が保育事業収益である。しかし、10 億以上になると保育事業収益は大きく減少し、「20 億以上」の法人では 1 割にも満たない。保育所は 1 法人 1 施設で運営されているケースが多く、それを反映したものとなっていると思われる。

一方で、「5 億以上 10 億未満」以上になると介護保険事業収益が占める割合が過半数を超えていた。介護保険事業は介護人材の確保難や競合施設の増加、3 年に 1 度の報酬改定等、事業の継続におけるリスクは大きいが、特養のような比較的規模のある施設ではまとまった収益を確保することができ、また加算等も多く設定されていることもあり増収の余地が大きいことから、収益規模の拡大に介護事業の実施は有効であると思われる。

なお、障害福祉サービス活動収益については、いずれの収益規模においても約 15%から 22%と一定の割合を占めていた。障害は介護や保育分野といった他の事業にもサービスの対象者が存在することがあるため、多くの社会福祉法人において事業展開を行っていることが推察される。

（図表 7）平成 27 年度　社会福祉法人　収益規模別の決算状況

		1 億未満	1 億以上 5 億未満	5 億以上 10 億未満	10 億以上 15 億未満	15 億以上 20 億未満	20 億以上
法人数	-	302	2,742	1,152	368	138	142
1 法人当たり従事者数	人	15.6	47.0	114.9	196.7	278.6	456.1
サービス活動収益	千円	79,105	255,744	695,893	1,211,017	1,722,641	3,048,032
（上記のうち各事業収益が占める割合）							
介護保険事業収益	%	5.6	36.2	63.2	61.7	60.2	51.7
老人福祉事業収益	%	9.0	3.0	3.2	3.2	3.4	3.1
保育事業収益	%	58.6	40.7	11.6	12.4	8.1	6.0
障害福祉サービス活動収益	%	22.1	14.6	16.7	17.8	19.8	20.6
人件費率	%	64.9	66.5	65.3	65.6	65.5	65.9
経費率	%	24.1	23.1	24.5	24.7	24.9	24.9
減価償却費率	%	4.6	4.4	4.8	4.5	4.5	3.9
ｻｰﾋﾞｽ活動収益対ｻｰﾋﾞｽ活動増減差額比率	%	3.8	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0
サービス活動収益対経常増減差額比率	%	4.4	4.9	4.5	4.1	3.8	4.1
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,079	5,439	6,051	6,153	6,181	6,677
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,299	3,618	3,950	4,035	4,048	4,399
負債	千円	47,375	156,512	432,709	770,107	1,119,086	1,754,160
総資産	千円	234,098	629,702	1,761,062	2,923,773	4,231,026	6,462,608
純資産比率	%	79.8	75.1	75.4	73.7	73.6	72.9
固定長期適合率	%	89.5	87.0	84.1	83.8	85.2	84.0
流動比率	%	298.1	341.5	408.4	361.3	345.0	316.0
借入金比率	%	42.6	48.2	48.6	48.0	48.9	40.0
赤字割合	%	27.2	21.0	21.9	23.4	20.3	16.2

注）上記サンプルに介護老人保健施設を実施している法人は含まない

おわりに

本レポートでは平成 27 年度の社会福祉法人の経営状況について報告した。

社会福祉法人については、平成 27 年度に成立した改正社会福祉法で、社会福祉充実残額の福祉サービスへの再投下や地域における公益的な取組等を行うことが定められた。

また、平成 29 年度に介護職員の処遇改善のため臨時の介護報酬改定が実施されたが、福祉分野全般において人材確保は大きな課題となっている。

社会福祉法人が地域のニーズに応え、介護職員のみならず他職種の職員に対しても手厚い処遇を行い、採用や定着につなげていくためにも、収益をあげ十分な増減差額を出していくことが必要となる。

平成 27 年度の社会福祉法人の経営状況は前年度から大きな変化はなかったものの、事業規模や実施事業によって経営状況に差異がみられた。社会福祉法人を取り巻く環境の変化や制度改正にも柔軟に対応していくために、どのような事業展開が法人の安定経営につながるのかといった視点が今後は欠かせないものとなっていくだろう。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

≪本件に関するお問合せ≫
独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター リサーチグループ
TEL：03-3438-9932 FAX：03-3438-0371

独立行政法人福祉医療機構

Research Report

2017年1月27日
経営サポートセンター　リサーチグループ
調査員　小寺　俊弘

平成27年度　特別養護老人ホームの経営状況について

福祉医療機構のデータに基づき、平成27年度の特別養護老人ホームの経営状況について分析を行った。

利用率は従来型で95.6%、ユニット型で95.0%と前年度からほぼ横ばいであった。

収支状況は、平成27年度介護報酬改定の影響を受け、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は従来型で3.2%、ユニット型で6.2%と前年度よりやや低下した。人件費率は改定による介護職員処遇改善加算等の影響で、従来型で64.9%、ユニット型で61.5%と、前年度より上昇していた。

全体の31.4%の施設で経常増減差額が赤字で、赤字施設割合は前年度から4.1ポイント上昇した。定員規模別でみると、定員29人以下の施設の47.9%が赤字であった。

黒字施設と赤字施設の比較では、従事者1人当たり人件費はさほど変わらないものの、人件費率は黒字施設が60.9%、赤字施設が69.9%と大きな差があることから、赤字施設は人件費に見合った収益を得られていないと考えられる。特別養護老人ホームと併設短期入所とを合算した利用率を算出したところ、黒字施設の94.0%に対し、赤字施設は90.8%であったことからも、まずは施設全体の利用率を向上させ、収益を確保することが赤字施設の課題であるといえる。

赤字の要因と改定の影響を分析するため、26年度、27年度ともに黒字だった施設と26年度は黒字だったが、27年度に赤字化した施設とを比較した。その結果、介護報酬改定を受けて特別養護老人ホーム本体と短期入所の収益が減少しているものの、介護報酬改定に対応し、収益の減少幅を比較的小さく抑えた施設が黒字決算を継続させていることがわかった。

介護報酬改定に対応し、介護需要の増大する社会の要請にこたえた経営を続けていくことが特別養護老人ホームに求められている。

はじめに

福祉医療機構（以下「機構」という。）では、毎年度、貸付先特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の経営状況等について調査を行っており、このほど、このデータ[1]を用いて平成27年度の特養の経営状況について分析を行った。分析の対象は、開設後1年以上経過している施設で、サンプル数は4,175施設（従来型1,768施設、個室ユニット型1,936施設、一部個室ユニット型471施設）[2]とした。

本レポートでは、平成27年度の経営状況を前年度との比較から概観した後、黒字施設と赤字施設についての分析を行う。その後、介護報酬改定を受けて26年度の黒字決算から赤字化した施設について取り上げ、平成27年度も黒字決算を継続した施設との比較分析を行った。

1　併設短期入所のデータを含む
2　施設形態の定義は次のとおり
従来型：介護報酬において「従来型個室」および「多床室」の適用を受けている施設
個室ユニット型：介護報酬において「ユニット型個室」および「ユニット型準個室」の適用を受けている施設
一部個室ユニット型：介護報酬において「従来型個室」および「多床室」の適用を受けている部分と、「ユニット型個室」および「ユニット型準個室」の適用を受けている部分の両方の形態を持つ施設

1. サンプルの属性

1.1 施設形態

今回、分析の対象とした特養は、従来型 42.3%、個室ユニット型（以下「ユニット型」という。）46.4%、一部個室ユニット型 11.3%だった。なお、短期入所生活介護（以下「短期入所」という。）の併設割合は、従来型が 96.8%、ユニット型が 77.8%、一部個室ユニット型が 95.8%だった。

1.2 定員規模

定員規模は、「29 人以下」が 16.2%、「30 人以上 49 人以下」が 4.5%、「50 人以上 79 人以下」が 39.4%、「80 人以上 99 人以下」が 22.5%、「100 人以上」が 17.4%だった（図表 1）。

（図表 1）平成 27 年度　特養　定員規模分布

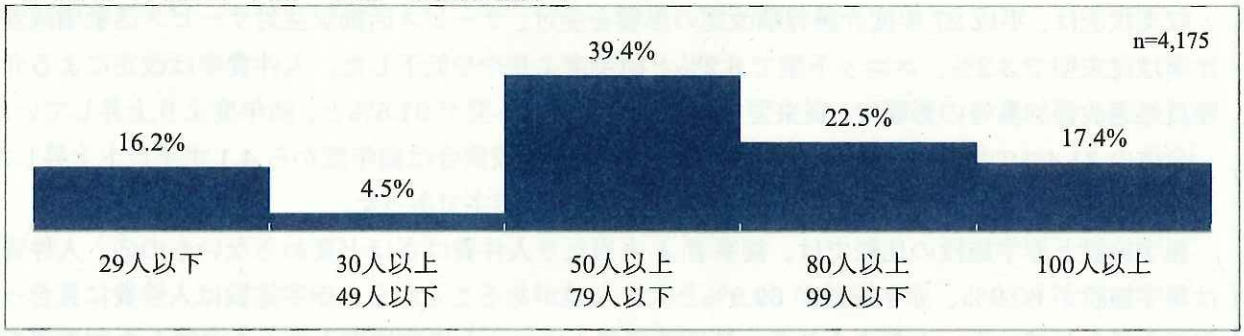

資料出所：福祉医療機構（以下、記載がない場合は同じ）

注）数値は四捨五入しているため、合計・内訳が一致しない場合がある（以下、記載がない場合は同じ）

1.3 利用者の平均要介護度

施設利用者の平均要介護度をみると、4.0 以上の施設が全体の 36.4%、3.0 以上 4.0 未満が 62.6%、3.0 未満が 1.1%であった（図表 2）。平均要介護度 3.7 から 4.1 の間に多くの施設が集中しており、あわせて 57.0%と、全体の半分以上を占めている。

（図表 2）平成 27 年度　特養　利用者の平均要介護度分布

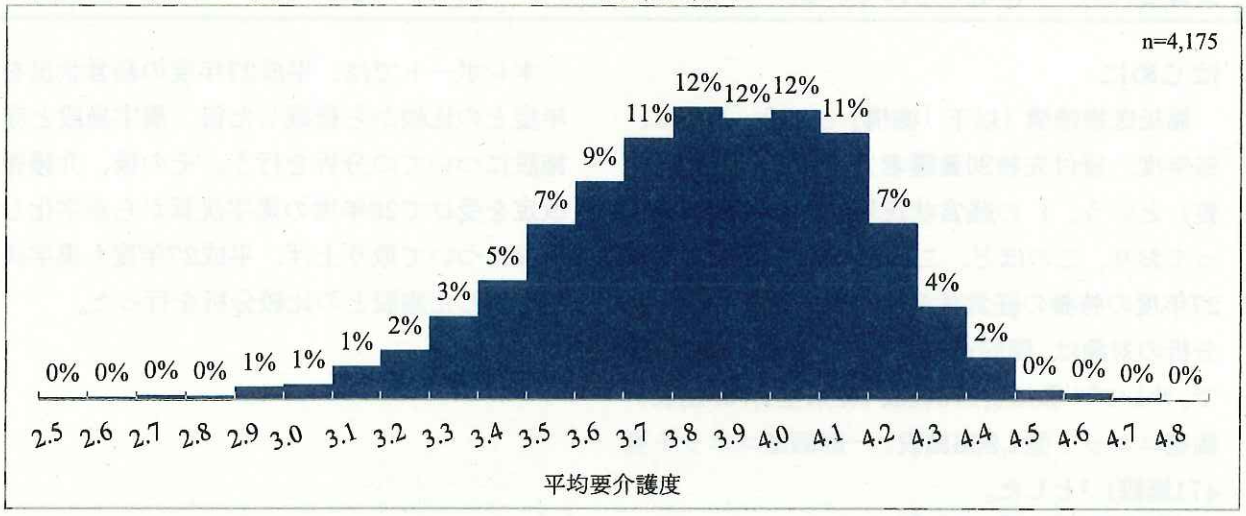

注）図表の平均要介護度および割合は四捨五入しているため、合計が本文中の数値と一致しない場合がある

2. 平成27年度の経営状況

2.1 機能性・従事者・収支の状況

【27年度介護報酬改定によりサービス活動増減差額は低下し減益、従事者1人当たり人件費が上昇。赤字施設割合は4.1ポイント上昇し、31.4%に】

平成27年度の経営状況は従来型、ユニット型ともに平成27年度介護報酬改定（以下「介護報酬改定」という。）の影響を強く受けた結果となった（図表3）。

入所定員数は従来型で71.0人、ユニット型で59.9人、利用率は従来型で95.6%、ユニット型で95.0%とほぼ前年並みであった。特養の平均要介護度は従来型で3.92、ユニット型3.76とやや上昇している。なお、平成27年4月より特養新規利用者の要介護度が原則要介護3以上となったが、それ以前からの入所者等を勘案すると、その影響はまだ限定的であると考えられる。

従事者数については、配置基準の見直し等はほぼなかったことから、前年度との大きな差はみられなかった。

収支面に目を向けると、サービス活動増減差額が従来型で10,473千円（1,373千円減）、ユニット型で19,796千円（1,571千円減）と、ともに減益となり、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率（以下「サービス活動増減差額比率」という。）は従来型で3.2%（0.3ポイント低下）、ユニット型で6.2%（0.5ポイント低下）となり、前年度からやや低下していた。なお、平成27年8月から一部利用者については多床室の室料相当額が改定となったこと等により、従来型では利用者等利用料収益が増加している。

人件費に関する部分として、従事者1人当たり人件費が従来型で4,265千円（69千円増）、ユニット型で3,957千円（98千円増）と増加しており、これは介護護報酬改定による介護職員処遇改善加算の影響と考えられる。

赤字[3]施設の割合は、従来型で34.0%（3.7ポイント上昇）、ユニット型で29.5%（3.9ポイント上昇）、特養全体では31.4%（4.1ポイント上昇[4]）となり、特養全体としてみると、前年度より経営状況は厳しくなっているといえる。

（図表3）平成26年度・27年度　特養の経営状況　従来型・ユニット型別（平均）

区　分		従来型			ユニット型		
		H27年度 n=1,768	H26年度 n=1,445	増減 H27-H26	H27年度 n=1,936	H26年度 n=1,307	増減 H27-H26
特養入所定員数	人	71.0	72.9	△1.9	59.9	59.5	0.4
特養入所利用率	%	95.6	95.7	△0.1	95.0	95.7	△0.7
特養平均要介護度	—	3.92	3.90	0.02	3.76	3.73	0.03
入所者1人1日当たりサービス活動収益	円	11,338	11,416	△78	13,357	13,264	93
入所者10人当たり従事者数	人	6.38	6.32	△0.06	7.60	7.59	0.01
うち介護職員	人	4.09	4.12	△0.03	5.39	5.41	△0.02
うち看護職員	人	0.57	0.57	0	0.59	0.58	0.01
利用者等利用料収益	千円	59,564	52,717	6,847	77,100,	75,843	1,257
サービス活動増減差額	千円	10,473	11,846	△1,373	19,796	21,367	△1,571
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	3.2	3.5	△0.3	6.2	6.7	△0.5
人件費率	%	64.9	64.2	0.7	61.5	60.5	1.0
経費率	%	28.1	28.7	△0.6	24.8	25.4	△0.6
減価償却費率	%	3.7	3.5	0.2	7.4	7.3	0.1
従事者1人当たり人件費	千円	4,265	4,196	69	3,957	3,859	98
赤字施設割合	%	34.0	30.3	3.7	29.5	25.6	3.9

3　経常増減差額が0以上の施設を黒字施設、0未満の施設を赤字施設と定義

4　平成26年度の特養全体(3,130施設)の赤字施設割合は27.3%

2.2 定員規模別の状況

【定員 29 人以下の施設は 47.9%が赤字、サービス活動増減差額比率は 1.7%と特に厳しい経営状況】

施設規模ごとの経営状況を確認するため、定員規模別に集計を行った（図表 4）。

とくに目立つのが定員 29 人以下の施設である。赤字施設割合は 47.9%と半数近く、サービス活動増減差額比率は、ほかの定員規模の特養が 3%台から 6%台となっているなか、1.7%と突出して低い水準となっている。

定員 29 人以下の施設は平均の開設経過年数が 4.1 年と開設後間もない施設が多く、いわゆる立ち上げ期にあるために経営が安定していない施設も多いと考えられることから、定員 29 人以下の施設を開設経過年数ごとにグループを分けて赤字施設割合を確認した（図表 5）。

その結果、開設後 1 年の施設の赤字施設割合が 62.9%ともっとも高かったものの、開設後 2 年以上の施設については、開設経過年数にかかわらず赤字施設割合がおおむね 40%台であった。

このことから、定員 29 人以下で開設 2 年目以降の施設において、開設経過年数が経営状況の安定化に必ずしも寄与しているわけではないことがわかる。むしろ、入所者 10 人当たり従事者数が他の定員規模の施設と比較して多く、運営規模に対して人件費率が高くならざるをえないことや、1 床の空きが収益に与える影響が相対的に大きいこと等、施設経営においてスケールメリットを享受し難いという構造上の問題がより大きいと考えられる。

（図表 4）平成 27 年度　特養　定員規模別の経営状況（平均）

区　分		29 人以下 n=675	30 人以上 49 人以下 n=187	50 人以上 79 人以下 n=1,645	80 人以上 99 人以下 n=940	100 人以上 n=728
赤字施設割合	%	47.9	32.6	32.3	25.4	21.6
特養入所利用率	%	95.9	96.4	96.1	95.6	95.0
短期入所利用率	%	75.7	80.3	81.2	80.9	81.4
開設経過年数	年	4.1	12.3	17.0	17.2	19.8
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	1.7	4.4	3.7	5.1	6.3
人件費率	%	64.7	64.3	64.0	63.1	62.3
入所者 10 人当たり従事者	人	8.3	7.8	6.9	6.9	6.6
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,703	3,876	4,057	4,096	4,267

（図表 5）平成 27 年度　特養（定員 29 人以下）開設経過年数別赤字施設割合

区　分		1 年 n=89	2 年 n=98	3 年 n=111	4 年 n=157	5 年以上 n=220
赤字施設割合	%	62.9	43.9	42.3	47.8	46.3

2.3 黒字施設・赤字施設別の状況

【特養と短期入所を合算した利用率は黒字施設 94.0%、赤字施設 90.8%。赤字施設の課題は施設全体の利用率向上による収益の確保】

先述のとおり、平成 27 年度決算において赤字となった施設の割合は、前年度から 4.1 ポイント上昇し 31.4%となった。本節では、赤字・黒字別の状況を比較する。

赤字施設は黒字施設と比較して定員規模が小さく、特養本体の利用率がやや低い。入所者の平均要介護度にほぼ差がないものの、入所者 1 人 1 日当たりサービス活動収益は黒字施設が赤字施設を上回っている。このことから、黒字施設は赤字施設と比較して取得している加算等の面で収益が上回っていることが推察される。

短期入所の定員および平均要介護度については、特養本体と同様に黒字施設と赤字施設の差はほとんどないものの、利用率については黒字施設が 83.4%と赤字施設よりも 9.3 ポイント高い。27 年度介護報酬改定で短期入所の長期利用に対する減算がなされるようになったこともあり、今後、短期入所の利用率を高く保つためには、地域の居宅介護支援事業所等との連携を強化する等の取組がより重要となってくると考えられる。

人件費に関しては、入所者 10 人当たり従事者数は赤字施設の方がわずかに多いものの、従事者 1 人当たり人件費には大きな差がない。したがって、人件費そのものが高いわけではないにもかかわらず、人件費率は赤字施設が 69.9%と黒字施設よりも 9.0 ポイント高いこととなる。このことから、赤字施設の人件費率が高い要因は人件費水準が高いためではなく、人件費に見合った収益を得られていないためであると考えられる。

特養本体と短期入所を合算した利用率を算出すると、黒字施設が 94.0%となるのに対して赤字施設は 90.8%と 3.2 ポイント低く、この差がサービス活動収益の差となっていると考えられる。赤字施設においては、まずは施設全体の利用率を向上させることによって収益を確保することが経営改善にあたっての課題といえよう。

（図表 6）平成 27 年度　特養の経営状況　黒字施設・赤字施設別（平均）

区　分		黒字 (n=2,863)	赤字 (n=1,312)	差 黒字-赤字
特養入所定員数	人	70.8	59.6	11.2
特養入所利用率	%	96.1	94.3	1.8
特養平均要介護度	―	3.85	3.83	0.02
短期入所定員数	人	12.5	11.3	1.2
短期入所利用率	%	83.4	74.1	9.3
短期入所平均要介護度	―	3.10	3.05	0.05
開設経過年数	年	15.2	15.3	△0.1
特養・短期利用率（合算）	%	94.0	90.8	3.2
サービス活動収益	千円	353,394	282,424	70,970
サービス活動費用	千円	324,448	296,227	28,221
サービス活動増減差額	千円	28,946	△13,802	42,748
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	8.2	△4.9	13.1
経常増減差額	千円	27,679	△15,242	42,921
入所者1人1日当たりサービス活動収益	円	12,354	11,966	388
入所者 10 人当たり従事者数	人	6.75	7.35	△0.53
人件費率	%	60.9	69.9	△9.0
従事者 1 人当たり人件費	千円	4,063	4,155	△92

3. 赤字施設の分析

【27年度介護報酬改定による特養および短期入所の報酬単価見直しと、利用率の低下によるサービス活動収益の減少が施設の経営状況に直結。介護報酬改定に柔軟に対応した経営が求められる】

3.1 分析の視点

先述のとおり、平成27年度決算では前年度を上回る全体の3割超の特養が赤字となった。本章では、赤字施設の特徴について詳しく分析する。

分析にあたり、赤字施設のなかでも26年度と27年度の2事業年度連続でデータが存在し、定員変更のなかった施設のうち、26年度は黒字決算だったが、27年度に赤字決算となった施設（以下「27年度赤字化施設」という。）253施設に注目したい。これらの施設と26・27年度ともに黒字決算だった1,523施設（以下「継続黒字施設」という）のデータを比較した（図表7）。

マイナス改定となった平成27年度介護報酬改定の影響を受けて赤字化した施設のグループと、経営環境の変化のなかでも黒字を維持した施設のグループの差を、収支状況を中心にみることで、それぞれの施設における介護報酬改定の影響について確認し、現行の介護報酬体系のもとでの、特養経営の手がかりを得ることを目的としたい。

（図表7）平成26・27年度　特養の経営状況　継続黒字施設・27年度赤字化施設別（平均）

区　分		継続黒字施設(n=1,523) 平均定員数：71.6人			27年度赤字化施設(n=253) 平均定員数：65.5人		
		平成27年度	平成26年度	増減 H27-H26	平成27年度	平成26年度	増減 H27-H26
特養入所利用率	%	96.5	96.3	0.2	95.5	96.1	△0.6
特養平均要介護度	-	3.87	3.83	0.03	3.90	3.88	0.02
短期入所利用率	%	84.0	86.3	△2.3	79.4	85.5	△6.1
短期入所平均要介護度	-	3.10	3.13	△0.03	3.07	3.10	△0.03
特養・短期利用率（合算）	%	94.3	94.8	△0.5	92.3	94.4	△2.1
サービス活動収益	千円	358,851	358,023	828	315,705	324,472	△8,768
施設介護料収益	千円	229,987	232,548	△2,561	197,158	204,334	△7,177
居宅介護料収益	千円	36,446	38,684	△2,238	32,923	37,186	△4,263
サービス活動費用	千円	329,233	327,074	2,159	323,608	312,069	11,539
人件費	千円	219,107	214,801	4,306	218,252	206,969	11,283
事業費	千円	56,608	58,477	△1,869	54,452	56,037	△1,585
事務費	千円	34,682	34,755	△73	33,963	32,755	1,208
減価償却費	千円	32,704	33,335	△631	30,515	30,727	△213
サービス活動増減差額	千円	29,617	30,949	△1,331	△7,904	12,404	△20,308
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	8.3.	8.7	△0.4	△2.5	3.8	△6.3
人件費率	%	61.1	60.1	1.1	69.2	63.9	5.4
従事者数	人	53.8	54.2	△0.5	52.3	51.4	0.9
従事者1人当たり人件費	千円	4,073	3,963	111	4,171	4,027	144
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	12,352	12,281	71	11,951	12,075	△124
サービス活動収益変化率	%			0.2			△2.7
施設介護料収益変化率	%			△1.1			△3.5
居宅介護料収益変化率	%			△5.7			△11.5
サービス活動費用変化率	%			0.7			3.7
人件費変化率	%			2.0			5.5

3.2 収支の状況

3.2.1 サービス活動収益の状況

サービス活動収益は継続黒字施設で 358,851 千円（828 千円増）とほぼ横ばい、27 年度赤字化施設では 315,705 千円（8,768 千円減）とやや減少していた。

サービス活動収益の内訳として、まずは特養本体部分の収益である施設介護料収益に目を向ける。継続黒字施設・27 年度赤字化施設ともに施設介護料収益は減少しており、継続黒字施設が 2,561 千円減で変化率は△1.1%、27 年度赤字化施設は 7,177 千円減、変化率は△3.5%であった。どちらのグループも 26・27 年度の特養利用率および要介護度にさほど差がないことから、施設介護料収益の減少には介護報酬改定による単価見直しが大きく影響していると考えられる。継続黒字施設は施設介護料収益の減少幅が比較的小さいことから、介護報酬改定で新設された加算を積極的に取得する等の経営努力によって単価見直しの影響を小さくとどめたと考えられる。

短期入所等の収益である居宅介護料収益も施設介護料収益と同様に、継続黒字施設で 2,238 千円減、変化率は△5.7%、27 年度赤字化施設で 4,263 千円減、変化率は△11.5%と、どちらのグループにおいても減少していた。

居宅介護料収益の減少については、介護報酬改定による単価見直しの影響もさることながら、継続黒字施設で 2.3 ポイント低下、27 年度赤字化施設で 6.1 ポイント低下という利用率低下の影響も大きいと考えられる。短期入所の利用率低下の原因としては先述のとおり、介護報酬改定において長期利用について減算がかかるようになったこと等が考えられる。なかには、一時帰宅を敬遠した利用者がグループホーム等の他の施設へと移った例もあるとのことであった。

3.2.2 サービス活動費用の状況

一方、サービス活動費用は継続黒字施設で 329,233 千円（2,159 千円増）、27 年度赤字化施設で 323,608 千円（11,539 千円増）と、どちらのグループも前年度と比較して増加している。

サービス活動費用の内訳をみると、人件費の増加がもっとも大きい。人件費の増加額および変化率をみると、継続黒字施設が 4,306 千円、変化率は 2.0%、27 年度赤字化施設が 11,283 千円、変化率は 5.5%と大きな差がある。ただし、これには従事者数の変動（27 年度赤字化施設が 0.9 人増、継続黒字施設が 0.4 人減）による影響が含まれているため、この影響を除外して考えると、両グループ間で人件費の増加額そのものにはさほど差がない[5]といえる。

人件費率は継続黒字施設で 61.1%（1.1 ポイント上昇）、27 年度赤字施設は 69.2%（5.4 ポイント上昇）であった。人件費率上昇の要因としては、先述のとおりサービス活動収益が増加していない一方で、介護職員処遇改善加算の影響で、従事者 1 人当たり人件費が増加したこと等が考えられる。なお、機構が 27 年度に実施したアンケート調査[6]では、全体のおよそ 3 割の特養が介護職員処遇改善加算の対象となる介護職員以外の従事者に対しても処遇改善を実施していると回答していたことから、当該加算による収入以上に人件費支出が増大した施設も一定数あり、このことも人件費率が上昇した要因のひとつとなっていると考えられる。

事業費および事務費については、合算すると継続黒字施設・27 年度赤字施設ともに前年度より減少しているが、継続黒字施設の方がやや減少幅が大きく、経費節減等に努めたことが推察される。

5 従事者 1 人当たり人件費を 4,000 千円として、従事者数の変化（継続黒字施設で 0.5 人減、27 年度赤字化施設で約 1 人増）の影響を除外すると、27 年度に増加した人件費は継続黒字施設で約 6,300 千円、27 年度赤字化施設で約 7,200 千円となる

6 「平成 27 年度介護報酬改定等の影響に関するアンケート調査の結果について」（http://hp.wam.go.jp/ ）

3.3　収支状況分析まとめ

以上のとおり、継続黒字施設・27年度赤字化施設ともに27年度決算において、収支面での大きな変動要素は、①特養の報酬単価見直しによる施設介護料収益の減少、②短期入所の報酬単価見直しおよび利用率低下による居宅介護料収益の減少、③人件費支出の増加の3点であった。

これらの要素のなかでも③人件費支出の増加については、介護職員処遇改善加算による収入分は実際に処遇改善に充てなければならないため、どの施設も介護職員処遇改善加算にかかわる人件費の増加に関する条件はおおむね等しく、それぞれの施設の経営努力等が及ぶ余地は少ないと考えられる。

したがって、実質的には①および②の報酬単価見直しによる施設介護料収益・居宅介護料収益の減少を、新規の加算取得や利用率の維持等によって、どの程度抑えることができたかが、27年度決算の明暗を分けたといえる。

特段対策をとらず、従前どおりの経営を続けるのみでは減収を免れない。27年度介護報酬改定に適切に対応し、各種加算の新規取得や利用率の維持向上等、地道な経営努力を行った施設、あるいは既にそのような体制をとってきた施設が結果として黒字決算を継続させたといえよう。

おわりに

平成27年度介護報酬改定では、2025年問題に代表される将来的な介護需要の増大を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向け、施設の中重度要介護者や認知症高齢者への対応をより評価するよう報酬体系が改定された。

平成27年度の特別養護老人ホームの経営状況は、端的にいえば、それぞれの施設の27年度介護報酬改定への対応が、すなわち、制度改正の趣旨に沿った経営努力が直接的に結果に結びついたといえる。

平成29年度には介護職員のさらなる処遇改善を目的とした臨時の介護報酬改定が予定されており、介護業務負担の軽減や事務の効率化等の事業者における取組が評価される見込みである。さらに、30年度には3年に一度の介護報酬改定を控えていることから、それぞれの法人・施設におかれても、今後の政策動向には十分に注目されたい。機構としても、随時情報提供および発信に努めていきたい。

今後の改定についても着実に対応し、社会の要請にこたえていくことが、いま特別養護老人ホームに求められているといえるのではないだろうか。

本レポートがそれぞれの法人において、特別養護老人ホームの経営について考える際の参考となれば幸いである。

※　本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
※　本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
※　本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

≪本件に関するお問合せ≫
独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター　リサーチグループ
TEL：03-3438-9932　FAX：03-3438-0371